

子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

美里町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

美里町

目 次

序 章	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	
	1.計画策定の趣旨	1
	2.計画の位置付け	2
	3.計画期間	2
	4.計画の進行管理	2
第 1 章	子ども・子育て支援の状況	
	第 1 節 美里町の現状	3
	1.人口と子ども人口の推移	3
	2.出生数の推移	4
	3.幼児の健診受診状況の推移	4
	4.保育所児童数の推移	5
	5.幼稚園園児数の推移	5
	6.小学校児童数の推移	6
	7.中学校生徒数の推移	6
	8.放課後児童クラブ利用児童数の推移	7
	9.次世代育成行動計画の評価	8
	第 2 節 町の子育ての基本的課題	
	1.子育て家庭の状況	1 0
	2.子育て支援事業の提供体制と利用状況	1 5
	3.地域の子育て支援事業について	1 8
	4.育児休業制度の利用状況	2 5
第 2 章	子ども子育て支援事業の見込みと確保方策	
	1.子ども人口の推計	2 6
	2.教育・保育提供区域	2 6
	3.教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	2 7
	4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保内容	3 1
	5.放課後子ども総合プラン	3 8
第 3 章	計画の基本目標	
	基本目標	4 0
	基本方針	4 0
	施策の体系	4 2

第4章	基本計画（平成27年度～31年度）	
	第1節 安心して子どもを産み育てるために	43
	第2節 子育てと仕事の両立を支援するために	46
	第3節 子ども達が健やかに成長するために	48
	第4節 地域ぐるみによる子育てを推進するために	50
	第5節 施策の数値目標	52
第5章	計画の推進に向けて	
	各主体の役割	53
	推進体制の整備	55

1. 計画策定の趣旨

近年の急速な少子高齢化の進行に伴い、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、国においては「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること」を目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成15年7月に成立し、平成17年度からの10年間において次世代育成支援対策を計画的に推進していくための行動計画の策定を全国の市町村に義務付けられました。

美里町は「美里町次世代育成支援行動計画」(前期計画：平成17年度から平成21年度、後期計画：平成22年度から平成26年度)を策定し、「子どもも親も地域も互いに育ちあうまちづくり」の理念のもと、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてきました。

しかしながら、全国的に子ども・子育て支援施策の質・量がともに不足していることや、子育ての孤立感と負担感の増加や待機児童問題、放課後児童クラブの不足等は解消されていないため、国は新たな取り組みとして平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」や「待機児童の解消」、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされました。

美里町では、これまでの「美里町次世代育成支援行動計画」の取り組みを継承しながら現在の社会情勢やニーズを踏まえ、今回策定した「美里町子ども・子育て支援計画」を、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を合わせ持った計画と位置づけ、今後の事業展開を進めてまいります。

2 . 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の条文に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども達の健全育成と家庭での子育てを支援するため、美里町総合計画と整合性を図りながら、本町における子育て支援に関する基本方針や施策などを具体的に示すものとして策定します。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 . 計画期間

この計画は、平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5か年計画とします。

平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
美里町次世代育成支援行動計画（後期）					美里町子ども・子育て支援事業計画				

4 . 計画の進行管理

この計画が効果的に推進されるよう、計画の進行状況の確認や住民への公表、さらに必要に応じて見直しを図ることができる体制を整備していきます。

今後も、住民の声を十分に聞き入れ、子育て支援活動について提言をもらい、より一層町の実情に即した活動が行われるよう努めます。

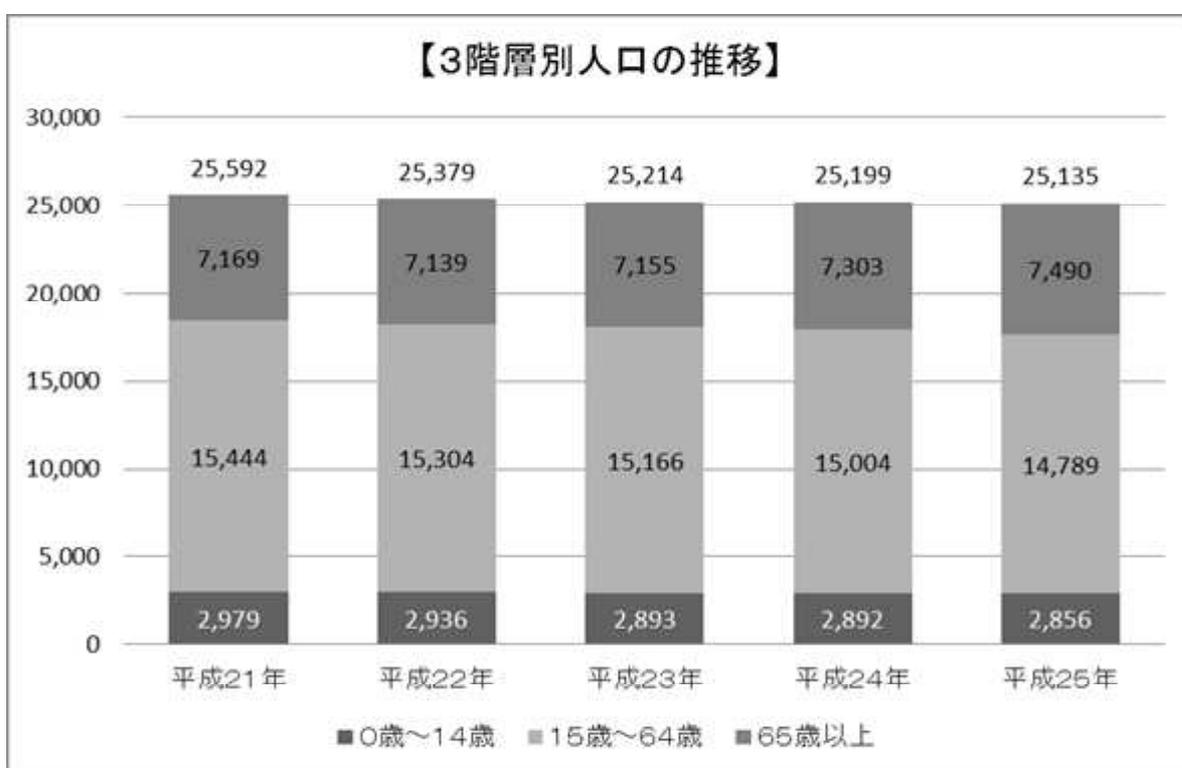
第1章 子ども子育て支援の現状

第1節 美里町の現状

1.人口と子ども人口の推移

美里町の総人口の推移をみると、年々わずかに減少を続けており、平成25年度末の総人口は25,135人となっています。

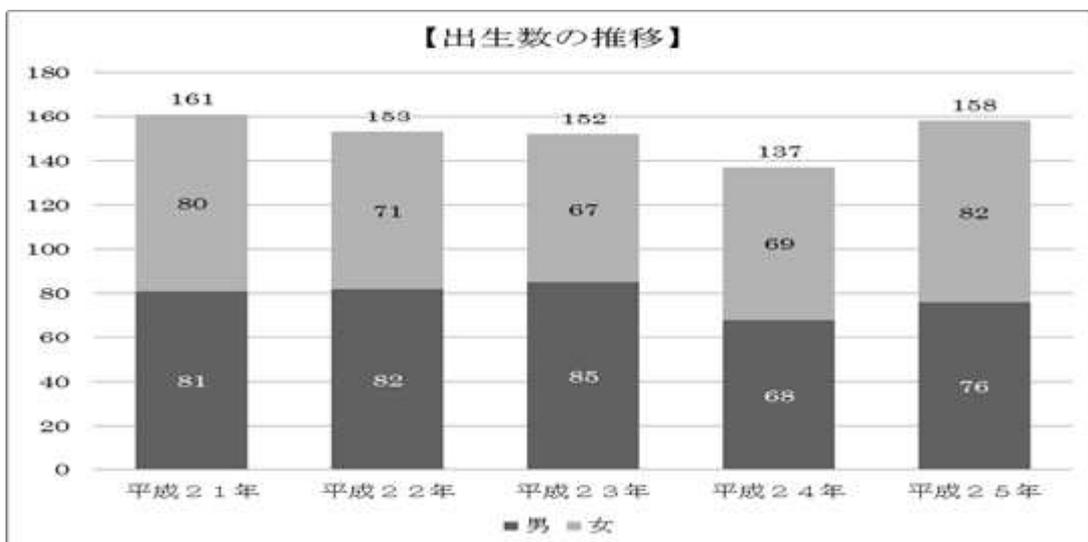
3階層別人口でみると、全人口が減少している中で、平成23年以降老年人口(65歳以上)は増加しています。それに対し、生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(0～14歳)は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しているのがわかります。



資料：住民基本台帳

2. 出生数の推移

出生数の推移をみると、減少傾向が続いておりましたが、平成25年度末は158人と平成21年度末の数に匹敵する出生数となっています。これが一時的なものか、それとも継続的なものになるか、今後の状況を注視していく必要があります。

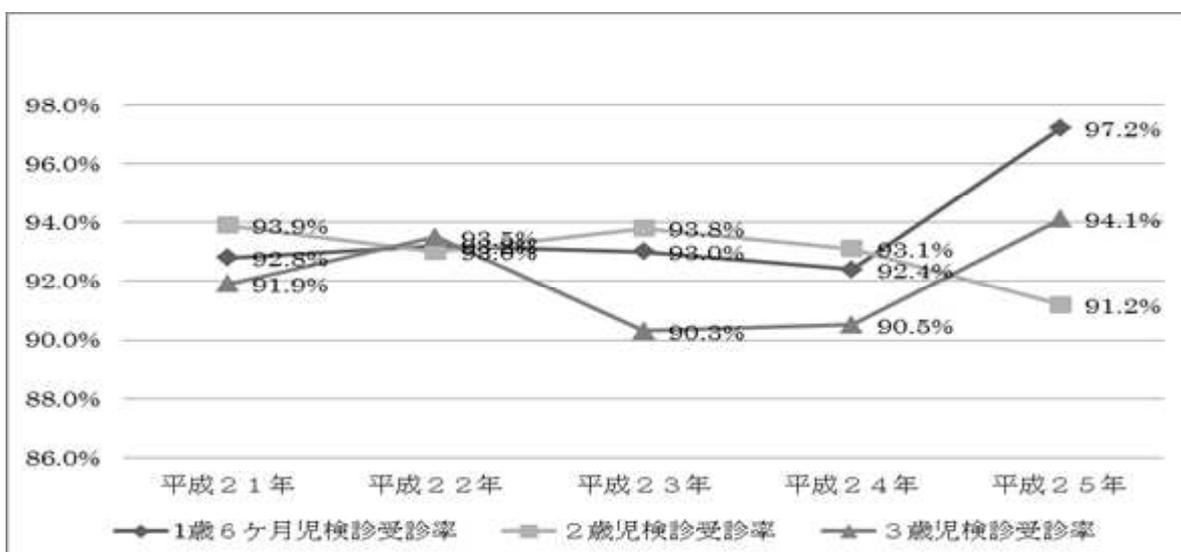


資料：健康福祉課

3. 幼児の健診受診状況

幼児の検診受診状況をみると、1歳6ヶ月検診及び2歳児検診は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、1歳6ヶ月検診が平成25年度に大きく増加したのに比べ、2歳児検診は逆に受診率が低くなっています。

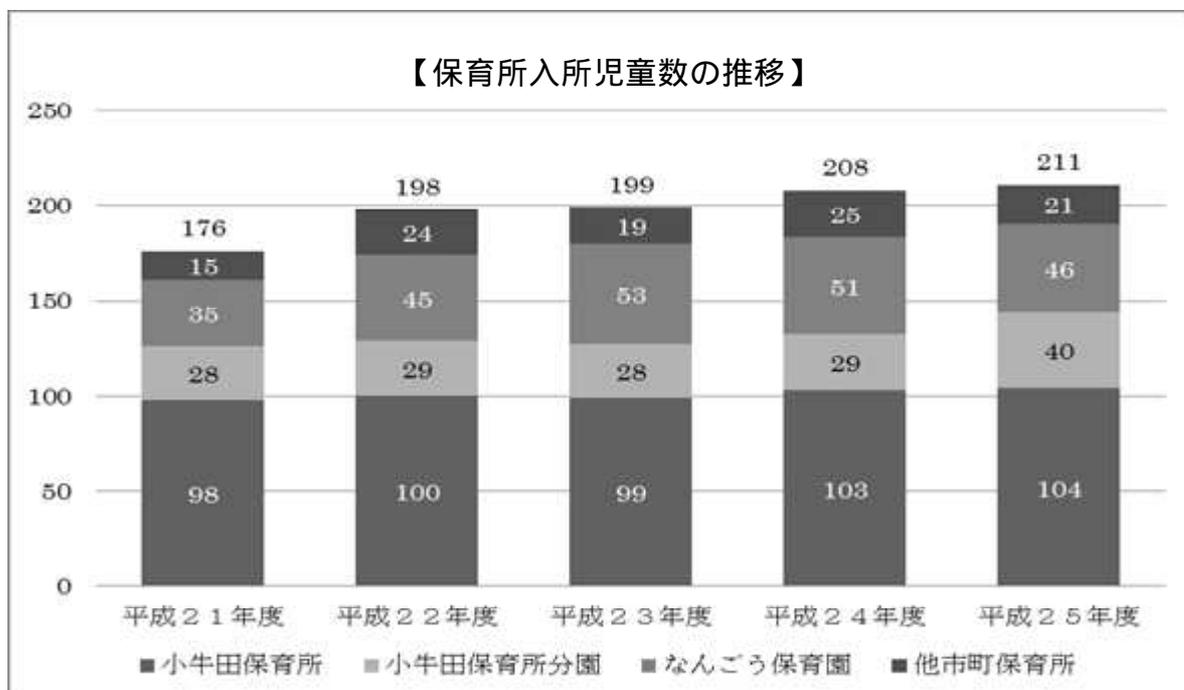
また、3歳児検診は平成23年度に受診率が落ち込んだものの、平成25年度は1歳6ヶ月検診同様大きく増加しています。



資料：健康福祉課

4. 保育所入所児童数の推移

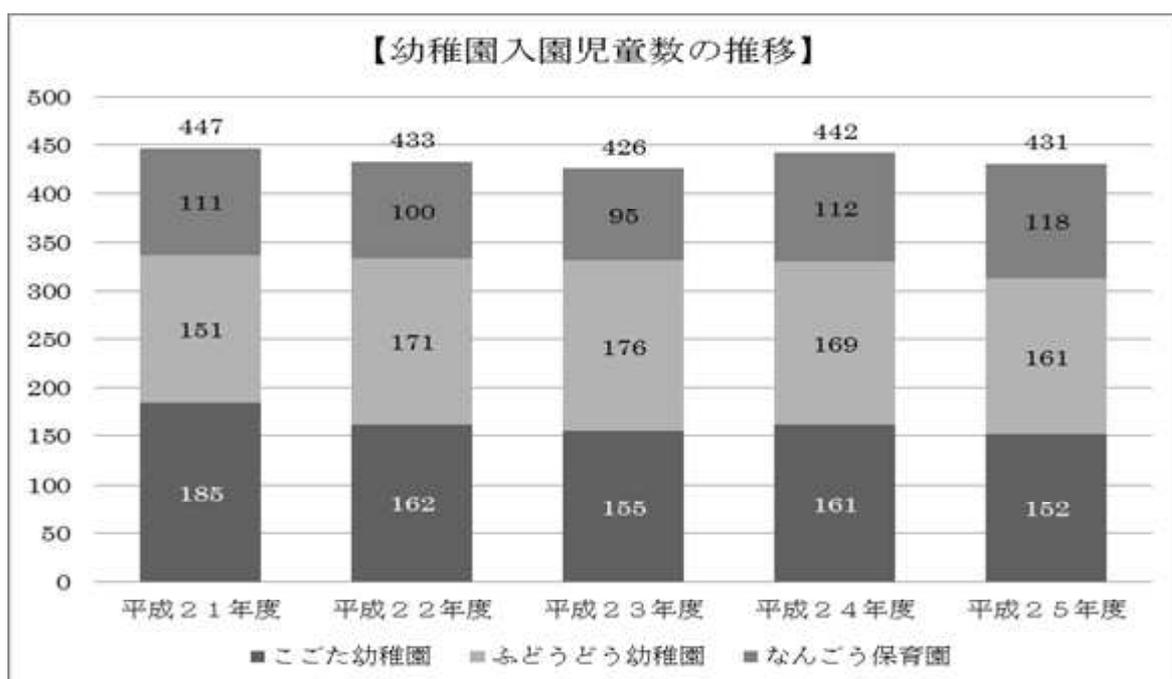
保育所入所児童数の推移をみると、子ども人口が減少しているにもかかわらず年々増加しています。



資料：子ども家庭課

5. 幼稚園入園児童数の推移

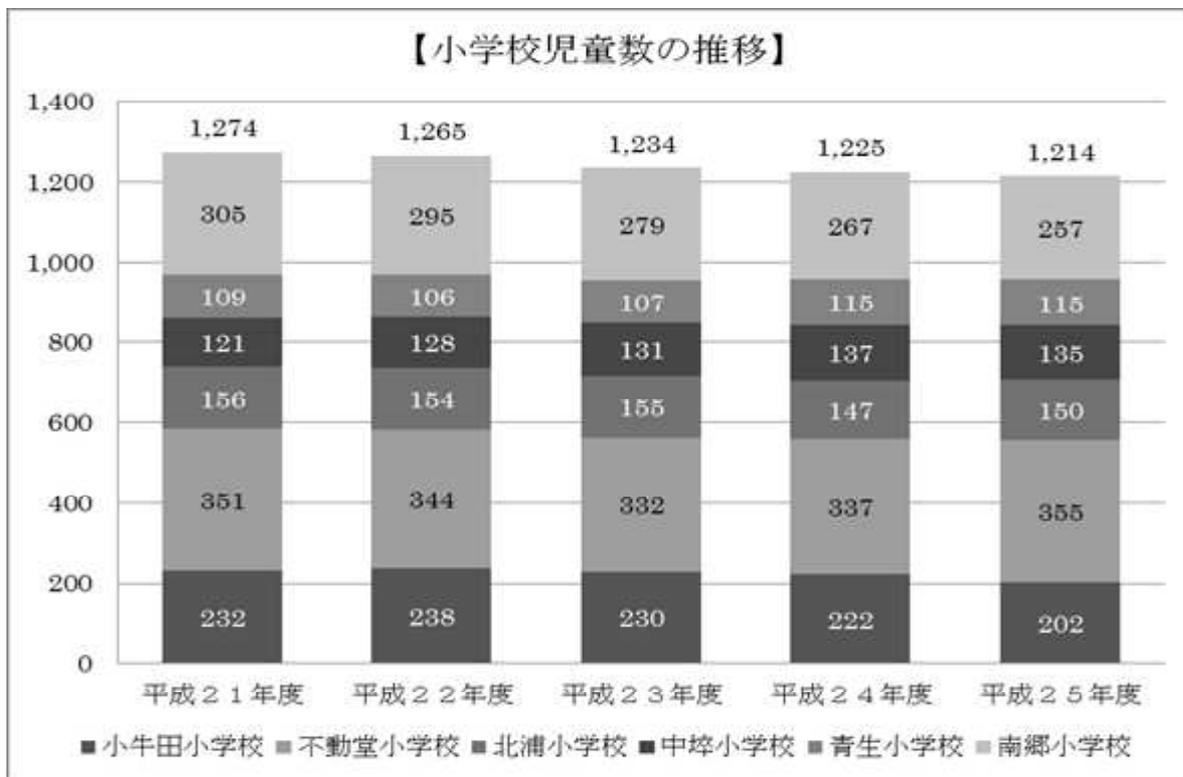
幼稚園入園児童数の推移をみると、全体的に横ばい傾向が見られます。



資料：教育総務課（各年5月1日）

6.小学校児童数の推移

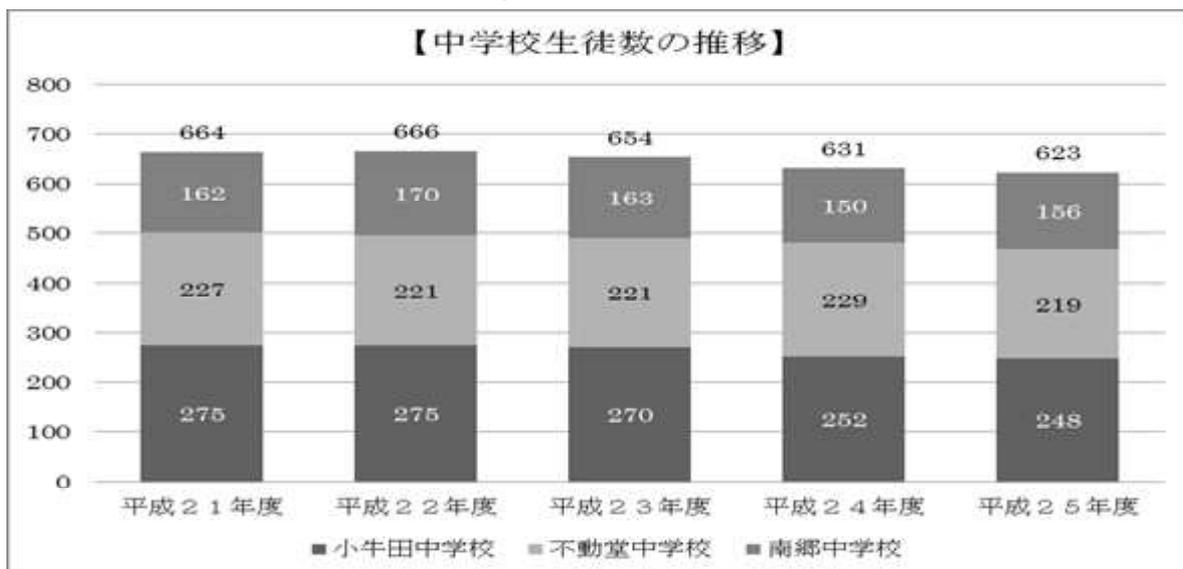
小学校児童数の推移をみると、小牛田小学校、南郷小学校に減少傾向がみられますが、逆に不動堂小学校の増加が目立ちます。



資料：教育総務課（各年5月1日）

7.中学校生徒数の推移

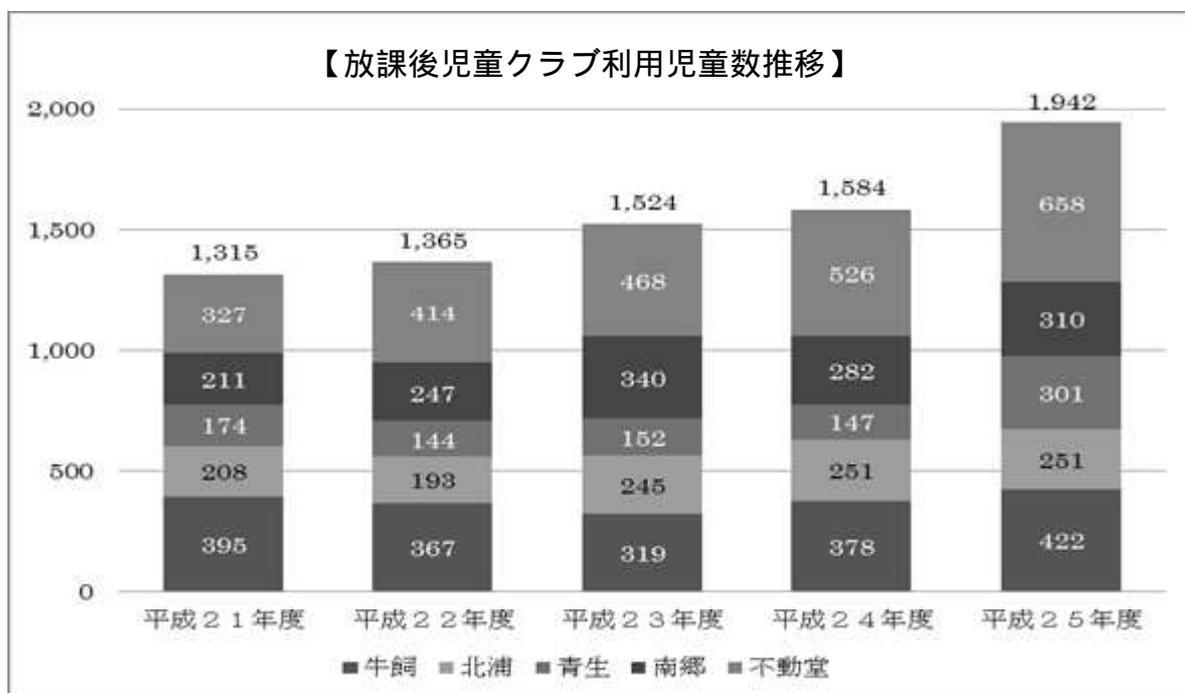
中学校生徒数の推移をみると、各校とも多少の増減はありますが、全体的に減少傾向にあることが見られます。



資料：教育総務課（各年5月1日）

8.放課後児童クラブ利用児童数の推移

放課後児童クラブの利用児童数の推移をみると、全体的に増加傾向が見受けられますが、なかでも不動堂児童館の利用児童数の増加が際立っています。



資料：子ども家庭課
(年間延べ人数)

9.次世代育成計画(後期)の評価

「美里町次世代育成支援行動計画(後期)」で設定された目標量の達成状況は以下の表のとおりになります。

「1.通常保育事業」においては小牛田保育所分園の増室により定員数を30人増加しています。「14.放課後児童クラブ」においては、実施箇所数は変更ありませんが、年間利用児童数は平成21年度に比べ600人ほど増加しています。

一方、「12.つどいの広場事業」、「13.ファミリーサポートセンター事業」については、目標値を各々1カ所と定めておりましたが、未達成となっています。

今後は、「美里町次世代育成支援行動計画(後期計画)」で未達成であった事業及び目標量が未設定であった事業についても、利用者ニーズ等を考慮しつつ事業の実施に向けて検討していく必要があります。

項目	内容	22年度	目標値	26年度 (見込み)
1.通常保育事業	平日、保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業	135人	135人	165人
2.延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業	2カ所	2カ所	2カ所
3.一時保育事業	就労形態の多様化など、以下の事由による一時保育に対応する事業 就労形態等により家庭での保育が断続的に困難な場合 保護者の病気、入院、その他私的事由により、緊急一時的に保育が必要になった場合 私的な事由やその他の事由により一時的に保育が必要となった場合	2カ所	2カ所	2カ所
4.夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により保育に欠ける児童を預かる事業			
5.休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜、祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業	0	0	0
6.特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う児童保育の需要変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる事業で、一時保育が緊急的な対応となるのに対し、1週間のうち何日か一定の時間帯または期間保育に欠ける状態への対応をする事業	2カ所 (障害児保育)	2カ所 (障害児保育)	2カ所 (障害児保育)

項 目	内 容	2 2 年 度	目 標 値	2 6 年 度 (見込み)
8. 病後児保育（施設型）	保育所へ通所中の児童が病気の「回復期」にある、集団保育の困難な期間、その児童を補遺所、病院等に付設された専用スペースで、又は派遣された保育士等が児童を自宅等において一時的に預かる事業	0	0	0
8. 病後児保育（派遣型）	保育所へ通所中の児童が病気の「回復期」にある、集団保育の困難な期間、その児童を補遺所、病院等に付設された専用スペースで、又は派遣された保育士等が児童を自宅等において一時的に預かる事業	0	0	0
9. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病、就労あるいは社会的事由、育児疲れ等により育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童または、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間（原則7日）児童養護施設等で預かる事業	0	0	0
10. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者の就労等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等の場合に児童を預かる事業			
11. 地域子育て支援センター	子育て家庭の支援を目的に、以下のような施策を実施する事業 子育て親子の交流の場の提供とその促進 子育て等に関する相談・援助の実施 地域の子育て関連情報の提供 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	2カ所	2カ所	2カ所
12. つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集い、相談、交流できる場「つどいの広場」を設置し、子育てに関する精神的な不安や悩みを軽減する事業	0	1カ所	0
13. ファミリーサポートセンター	地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となった、組織による事業	0	1カ所	0
14. 放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業	5カ所	5カ所	5カ所

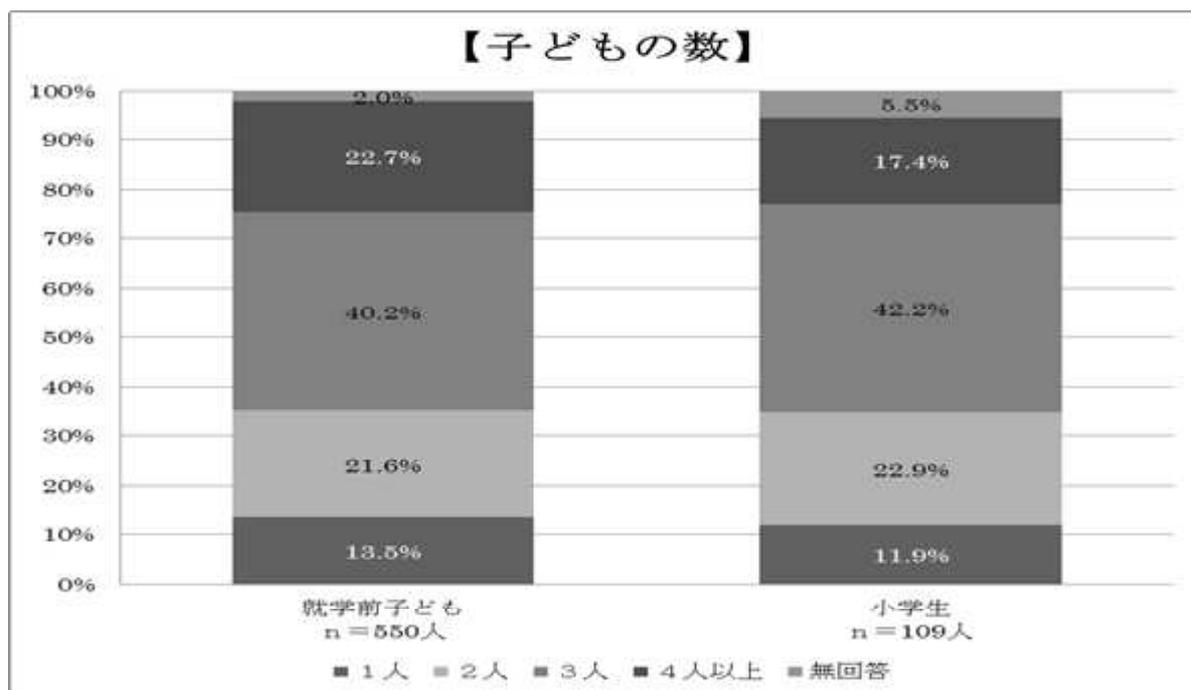
第2節 町の子育ての基本的課題

～子ども・子育て支援事業計画策定に関する調査（平成25年12月実施）より～

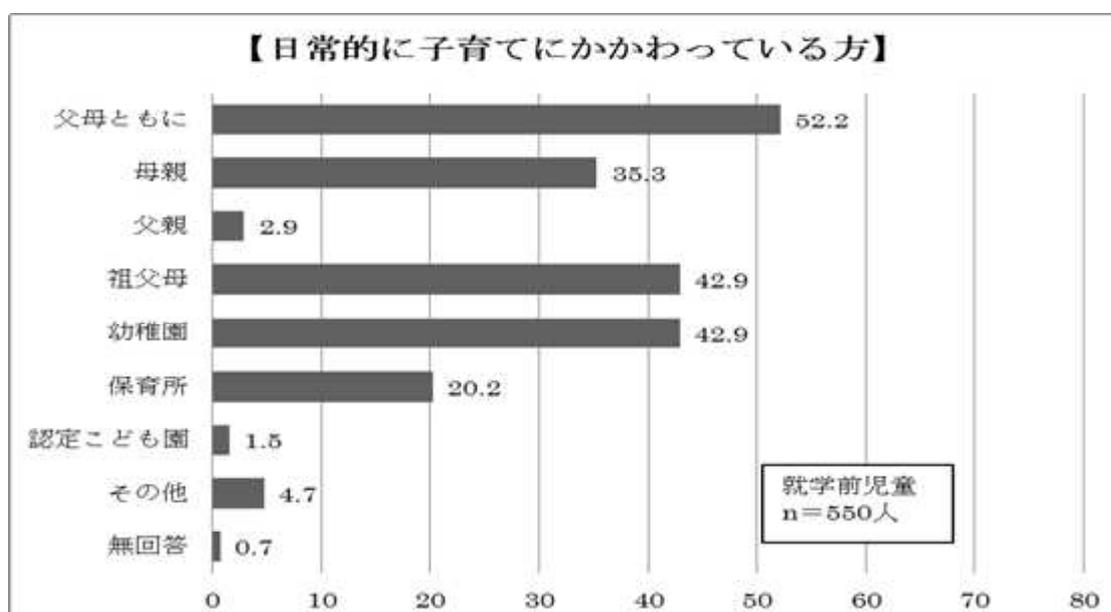
1 子育て家庭の状況

(1) 子ども人数と日常的に子育てに関わっている方

調査結果をみると、回答された児童の世帯に属する子どもの数は、就学前児童、小学生（放課後児童クラブ利用児童）とともに「3人」が最も多く、次に「就学前児童」は4人以上、「小学生」は2人となっています。

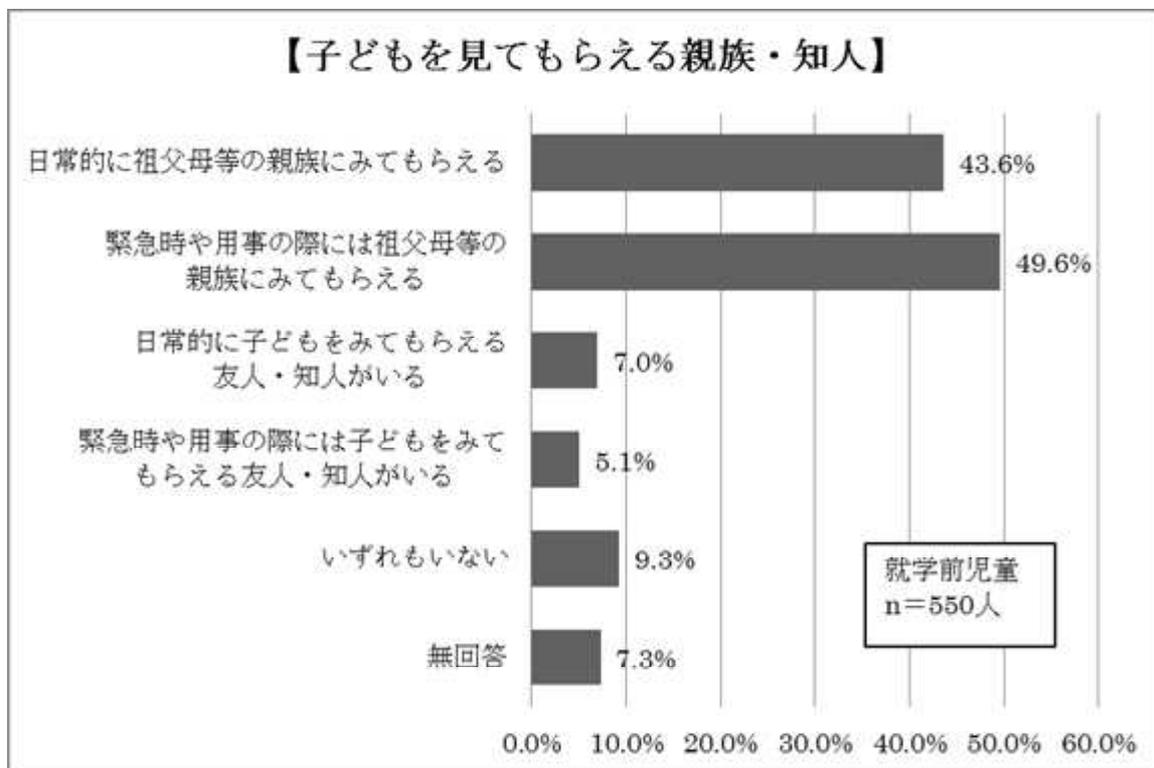


また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」が最も多く、次に「祖父母」、「幼稚園」、「母親」の順となっています。

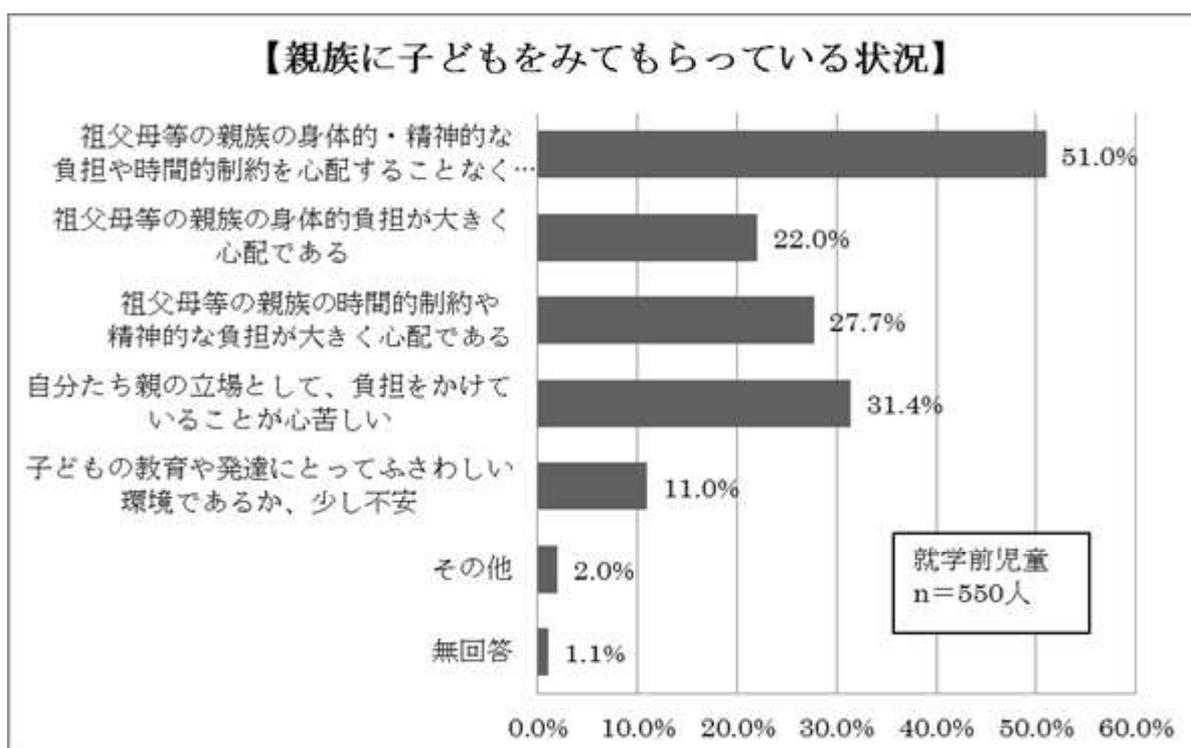


(2) 親族等協力者の状況

就学前児童について、祖父母等の親族に見てもらえる方は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母にみてもらえる」が最も多く、次に「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。その一方、「いずれもない」方は9.3%と、育児する上で孤立化していると思われる方が、約1割いることがわかります。

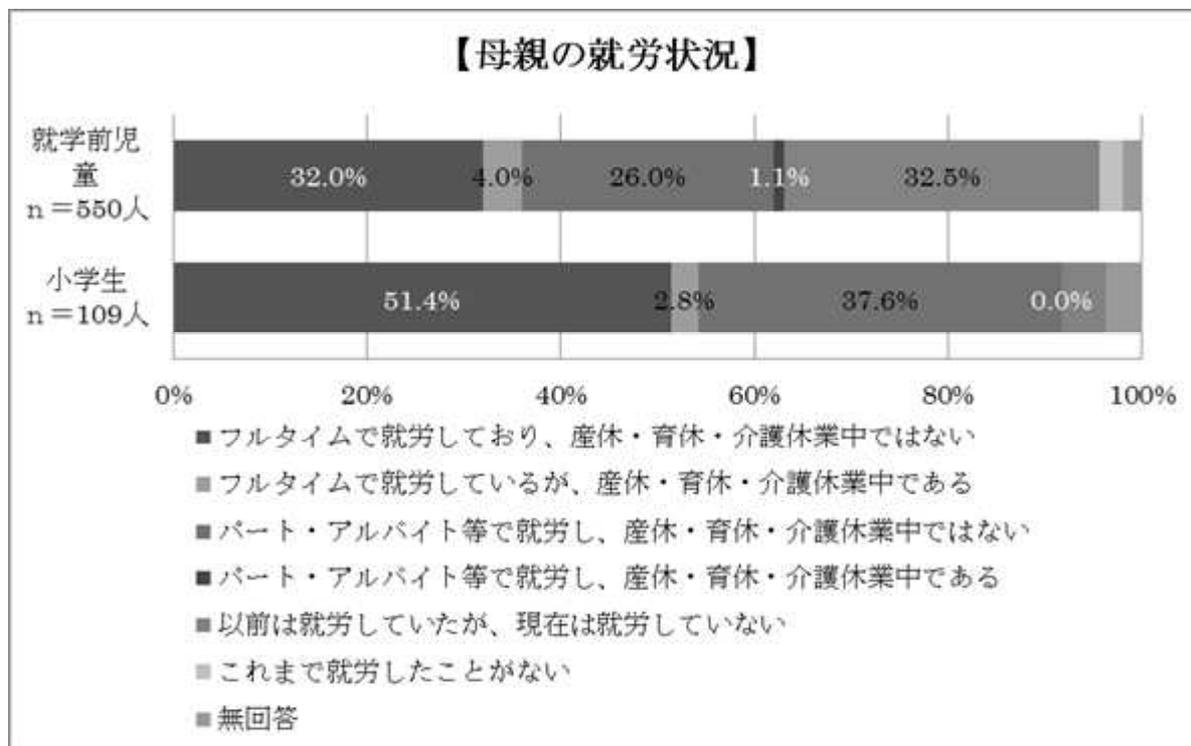


親族に子どもをみてもらっていると回答した方のうち、「負担や時間的制約を心配することなく安心してみてもらえる」方は51.0%となっています。

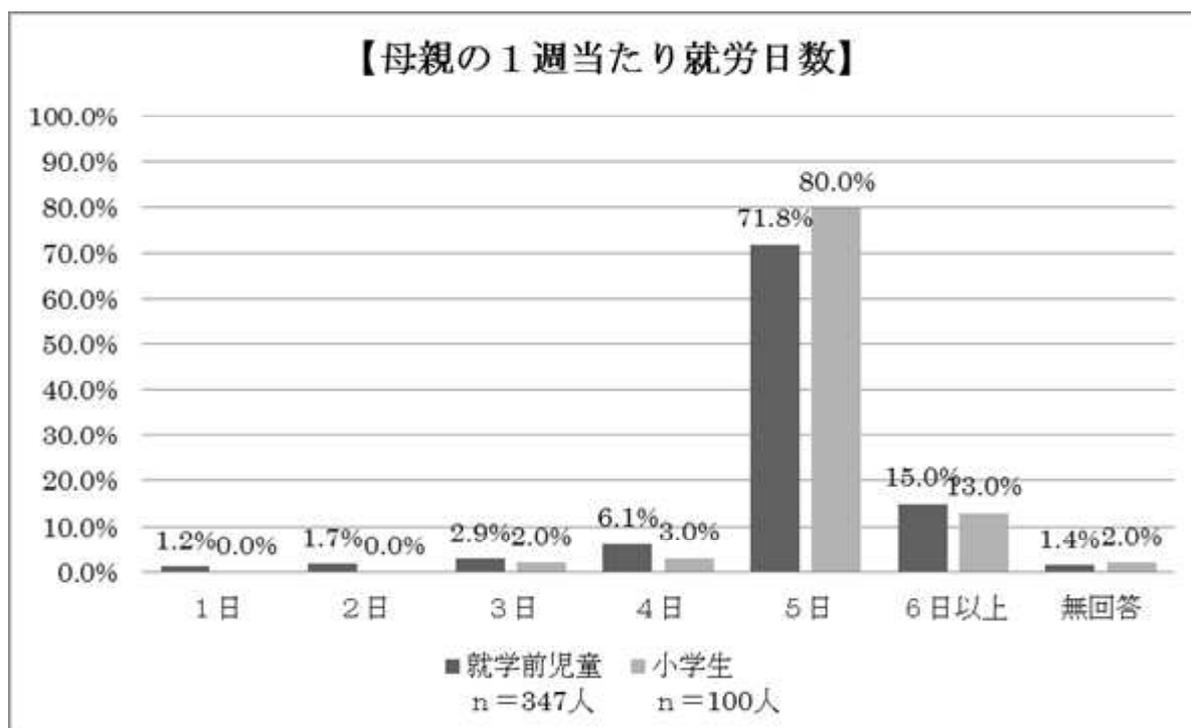


(3) 母親の就労状況

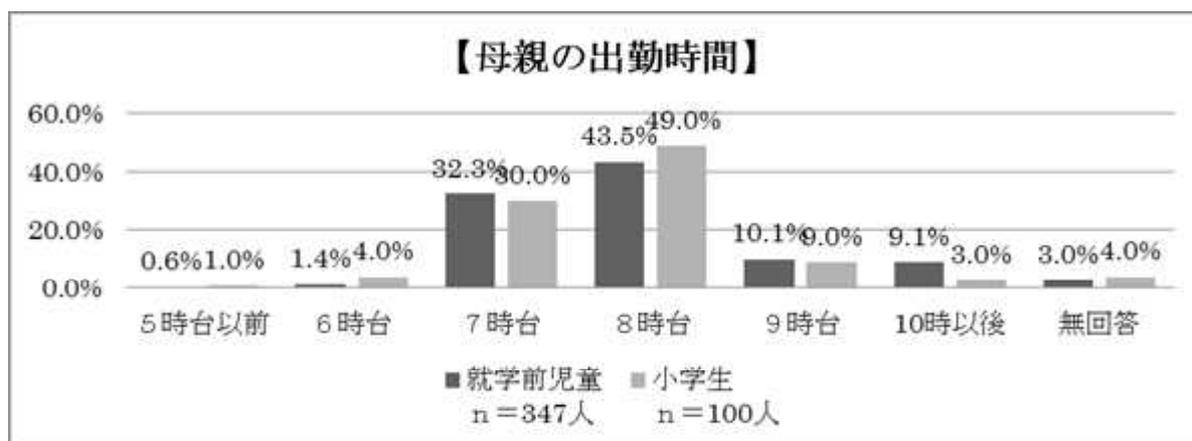
母親の就労状況については、就学前児童では「フルタイムで就労している」及び「パート・アルバイトで就労している」を合わせると、58%の方が就労しており、小学生では「フルタイムで就労している」及び「パート・アルバイトで就労している」を合わせると、89%の方が就労していることがわかります。



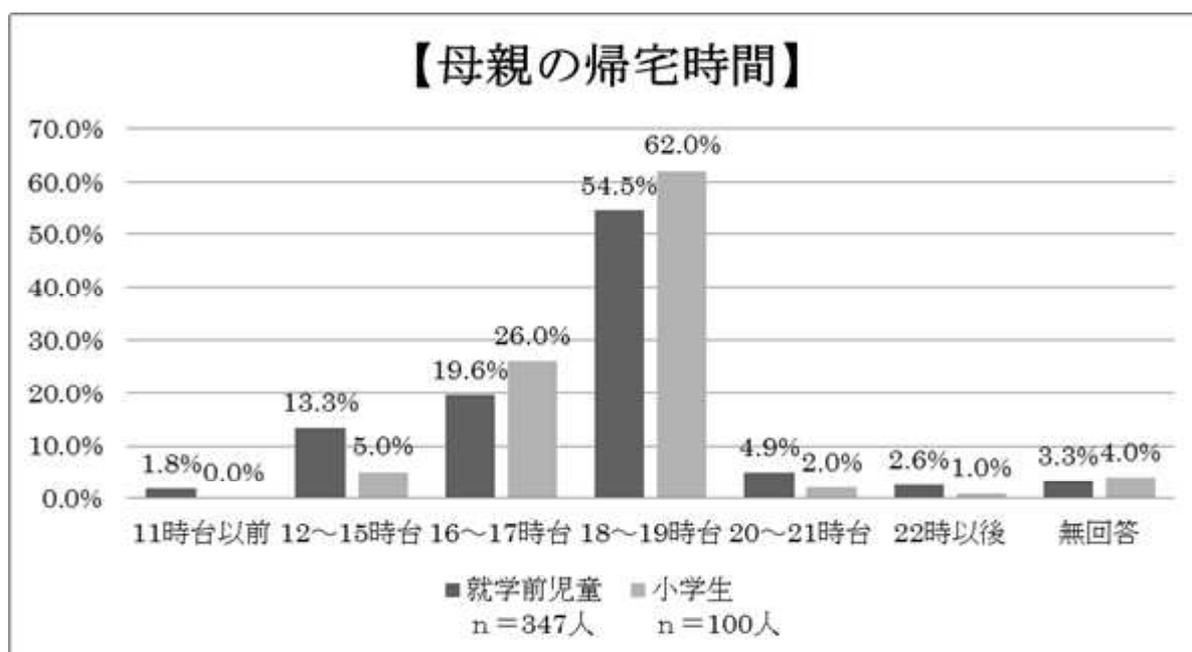
就労している母親の1週間の就労日数は、就学前児童、小学生ともに「5日」が7割以上となっています。



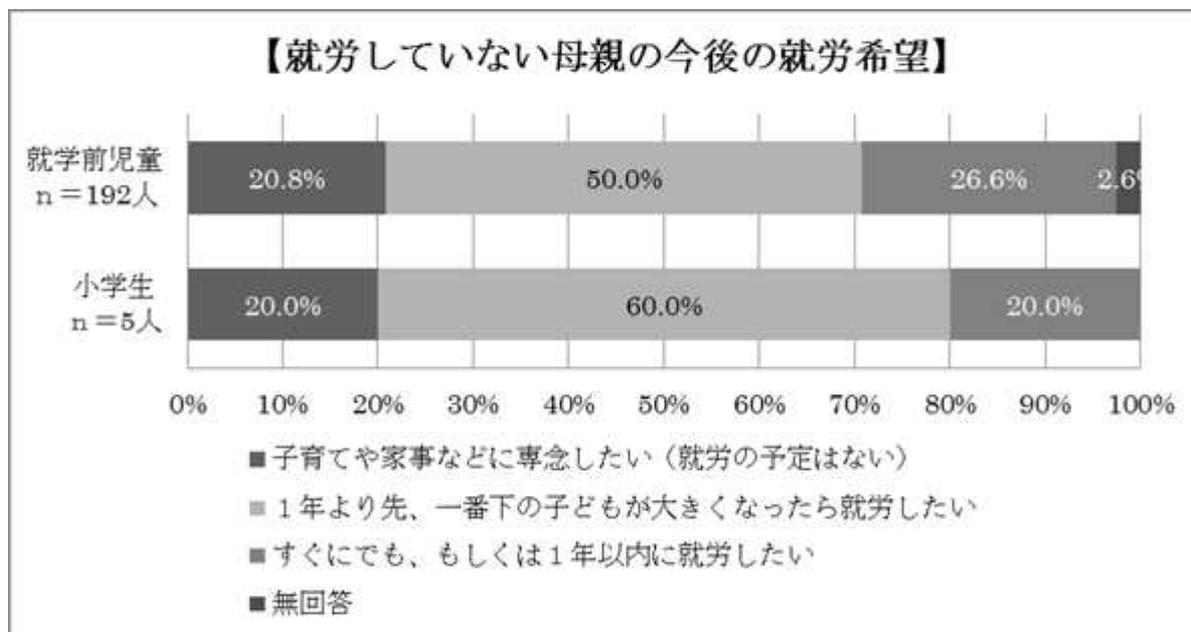
就労している母親の出勤時間は、就学前児童、小学生ともに8時台が最も多く、次に7時台となっています。



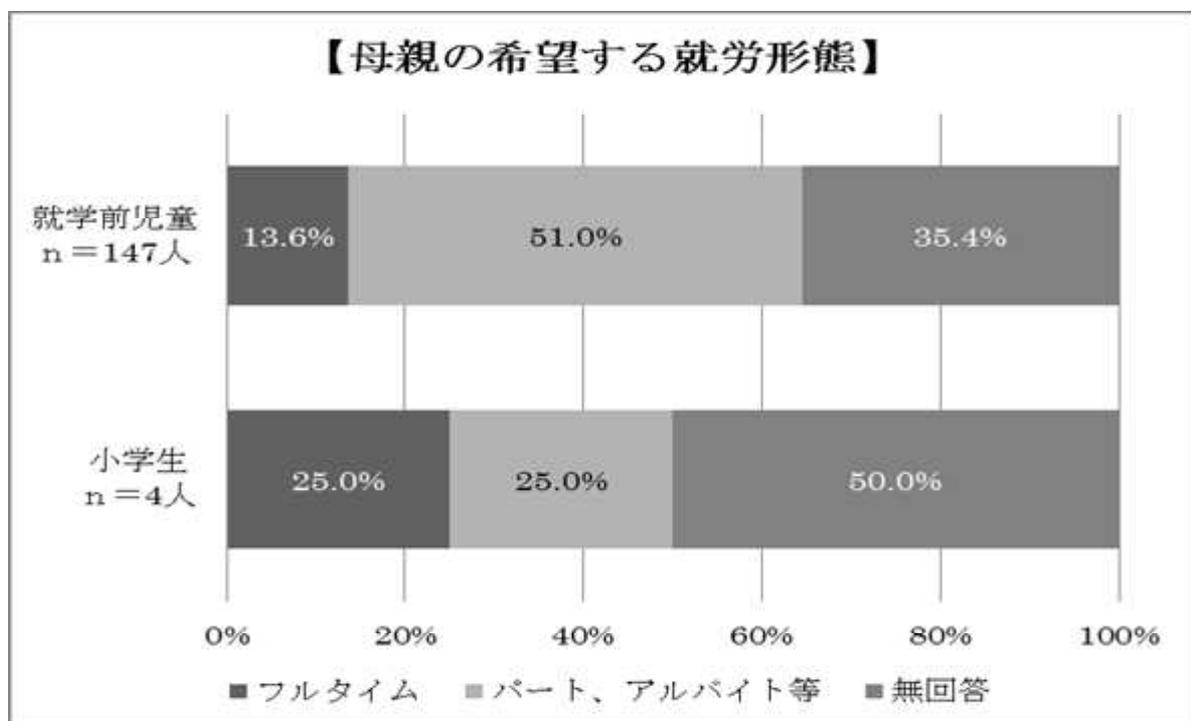
就労している母親の帰宅時間をみると、就学前児童、小学生ともに「18時～19時」が最も多く、次に「16時～17時台」となり、「20時～21時台」以降は少なくなっています。



現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子供が大きくなったら就労したい」、「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」を合わせると、就学前児童、小学生とも、80%程度となっています。



希望する就労形態では、就学前児童では「パート、アルバイト等」が50%を超え、小学生では「パート、アルバイト等」及び「フルタイム」が各々25%となっています。



2 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

美里町の子育て支援事業の提供体制は、平成 26 年時点で下表のとおりとなっています。

保育所入所状況（平成 26 年 11 月）

施設名	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
小牛田保育所	120	105	122.5%
小牛田保育所分園		42	
なんごう保育園	45	36	80.0%
他市町保育所		24	
合計	165	207	125.5%

幼稚園入所状況（平成 26 年 11 月）

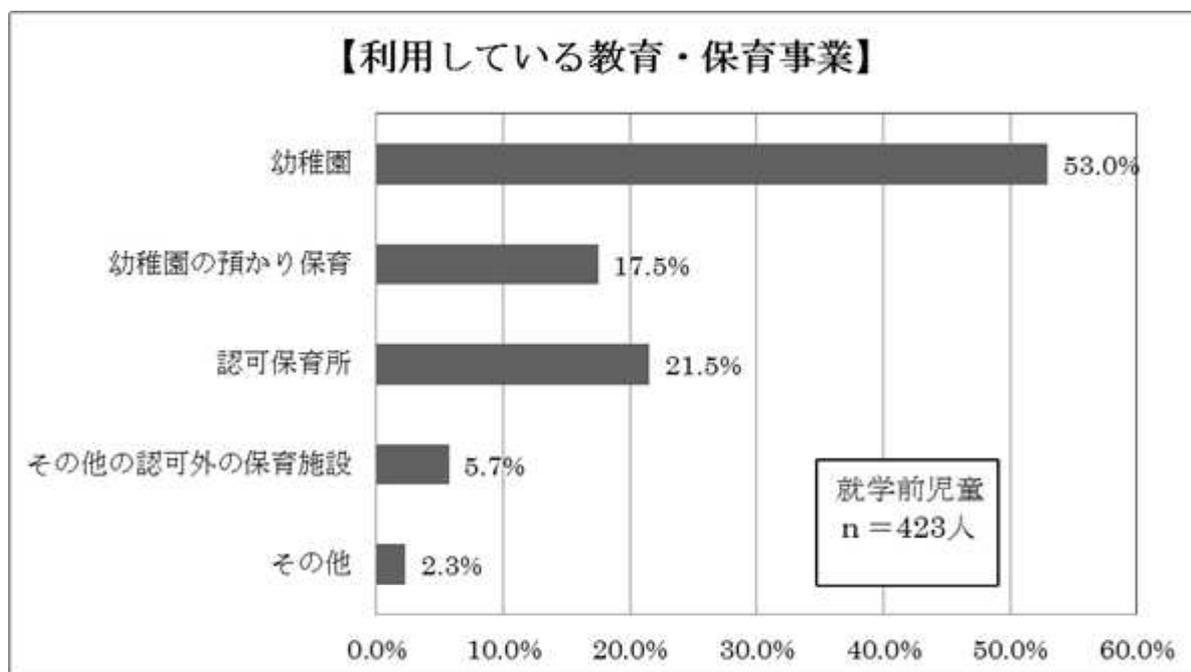
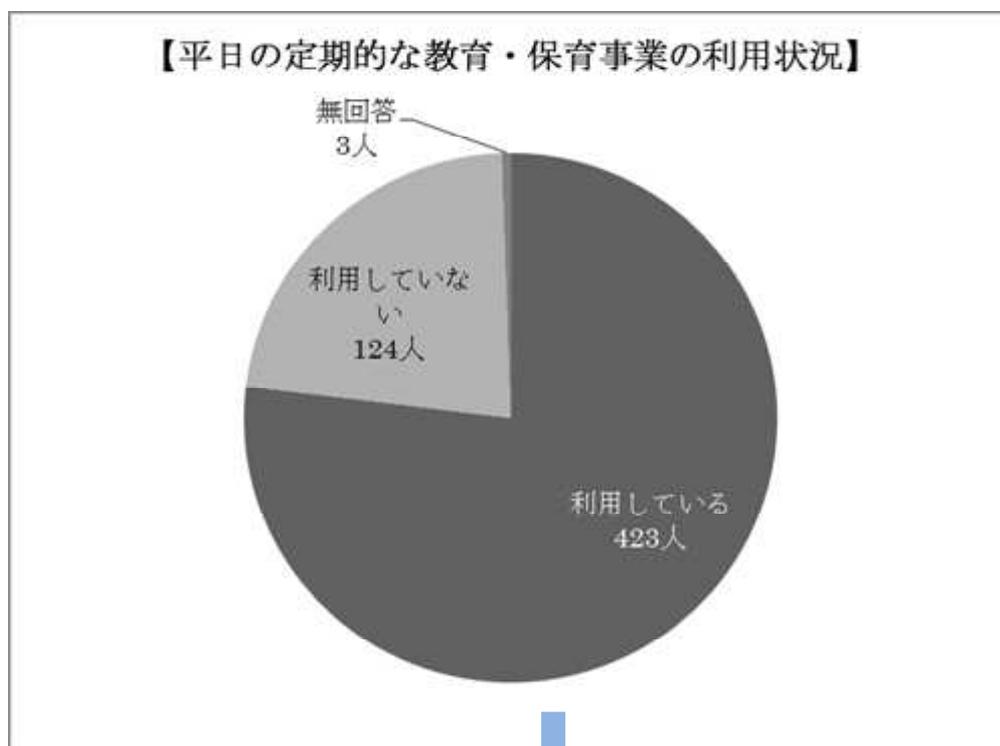
施設名	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
こごた幼稚園	180	172	95.6%
ふどうどう幼稚園	240	171	71.3%
なんごう幼稚園	140	106	75.7%

地域子ども・子育て支援事業

量の見込みに 関する項目	関連する事業名および施設名または箇所数
時間外保育事業	保育所:延長保育 7:00~8:00、18:00~19:00 幼稚園:預かり保育 7:00~9:00、13:00~19:00 町内保育所、幼稚園 5カ所
放課後児童 健全育成事業	放課後児童クラブ 牛飼、北浦、青生、南郷、不動堂 町内5カ所
地域子育て支援 拠点事業	小牛田子育て支援センター 南郷子育て支援センター 町内2カ所
一時預かり他	一時保育(週3日以内 緊急時は14日以内 8:00~16:00) 町内保育所、幼稚園 5カ所
病後児保育 ファミリーサポート・ センター(病児・病後児)	未設置

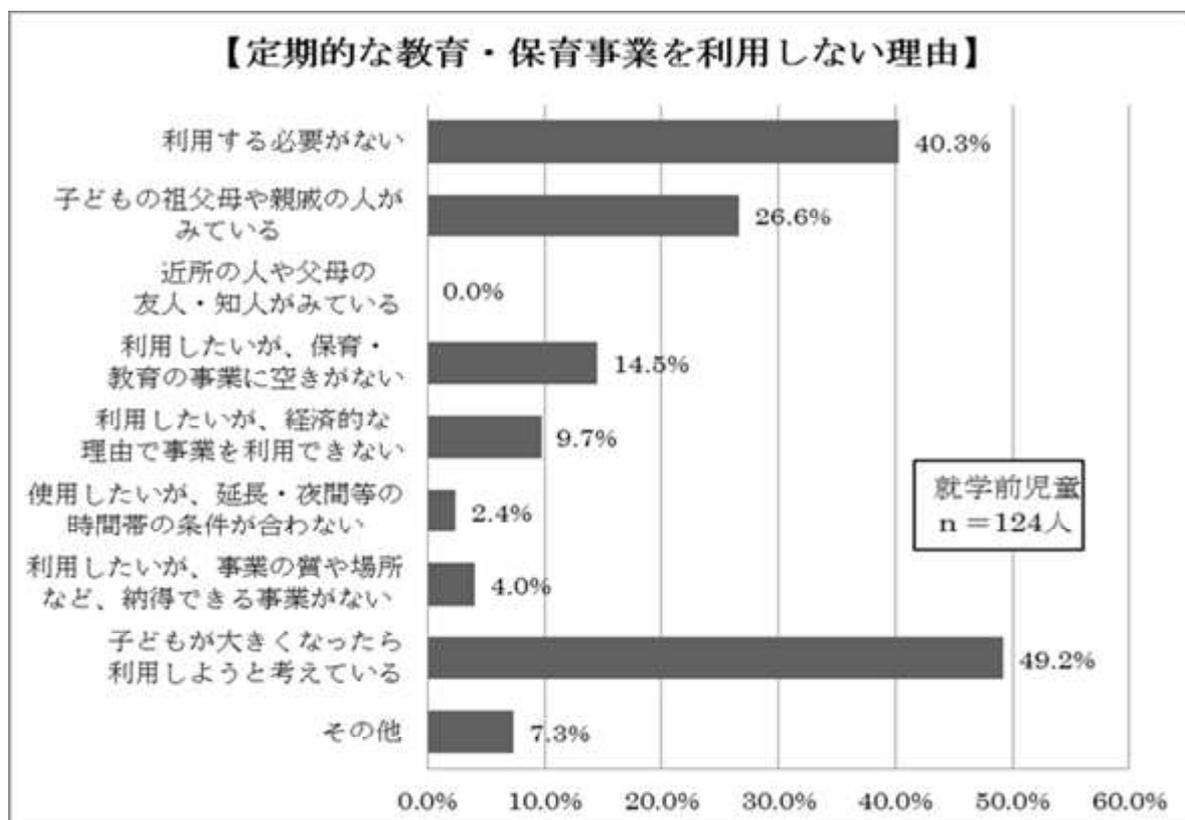
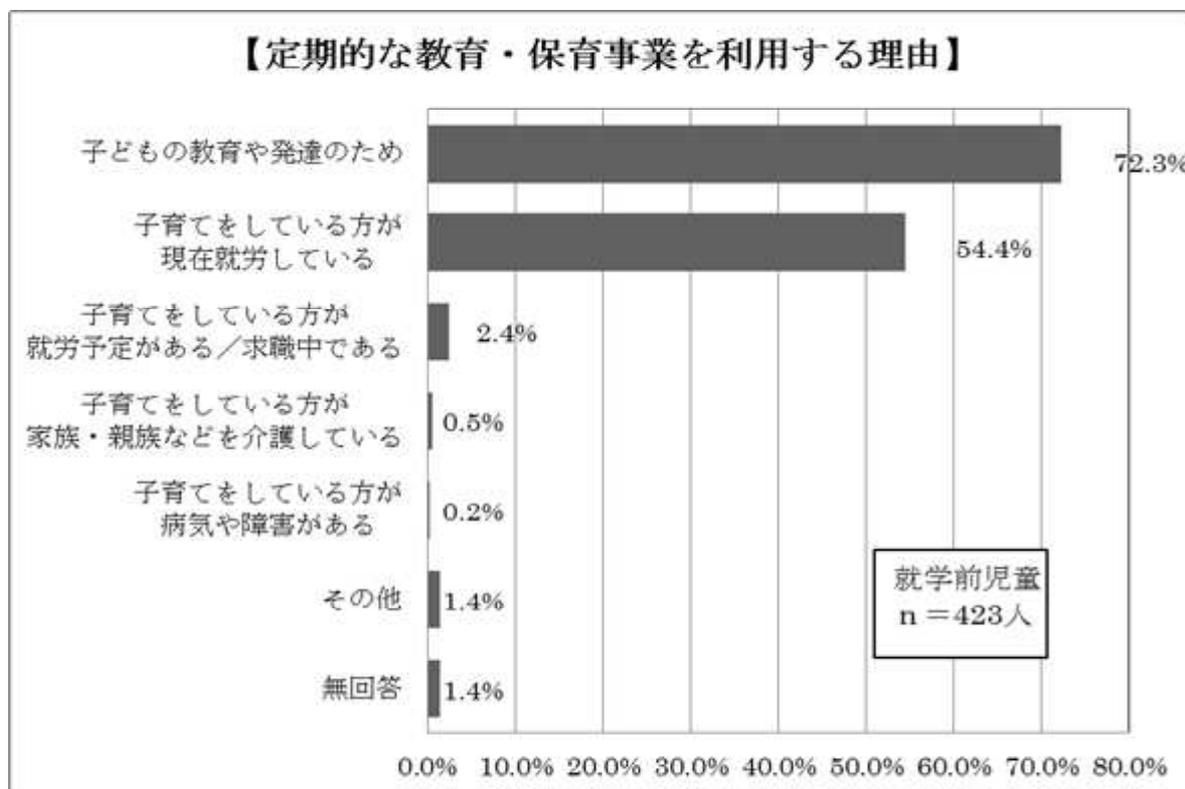
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業について「利用している」が423人(76.9%)となっています。また、利用している事業では「幼稚園」(53.0%)と「幼稚園(預かり保育あり)」(17.5%)を加えると70%を超えています。



(3) 定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由

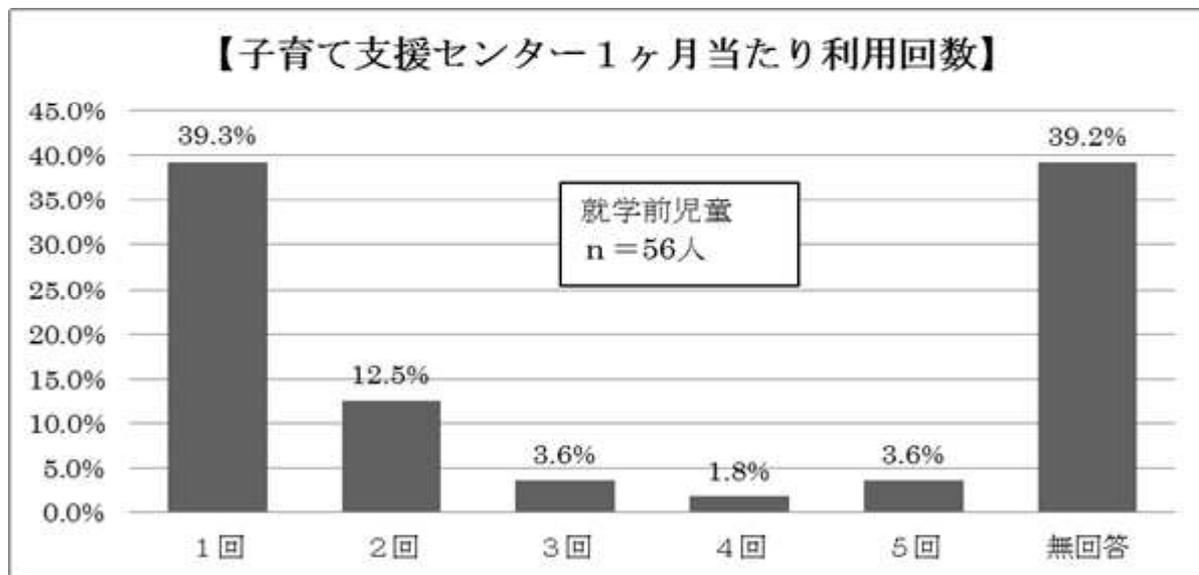
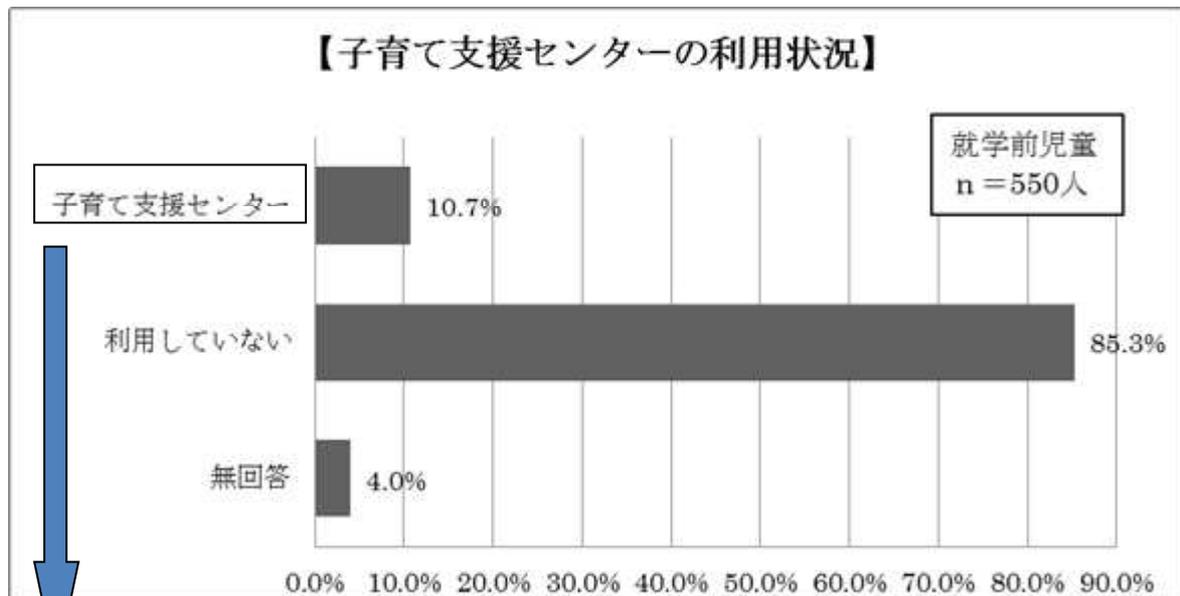
就学前児童が、定期的な教育・保育事業を利用している理由は「子どもの教育や発達のため」が最も多く、7割を超え、次に「子育てをしている方が現在就労している」で5割を超えています。利用していない理由は「子どもが大きくなったら」が(49.2%)と最も多いですが、「利用する必要がない」(40.3%)という意見も多く見られます。



3 地域の子育て支援事業について

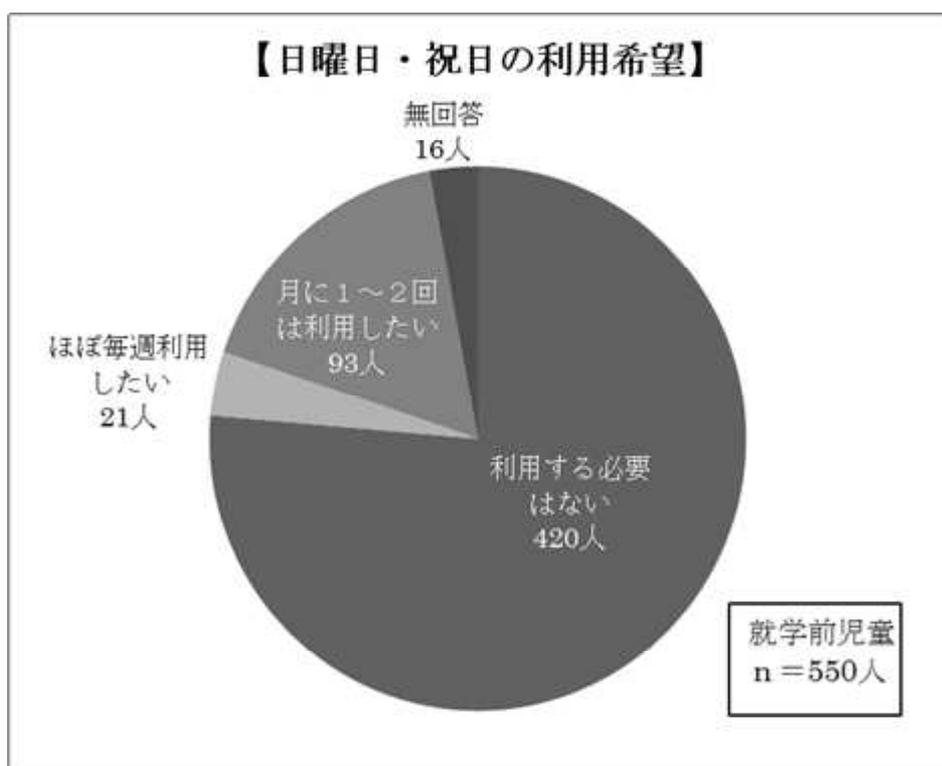
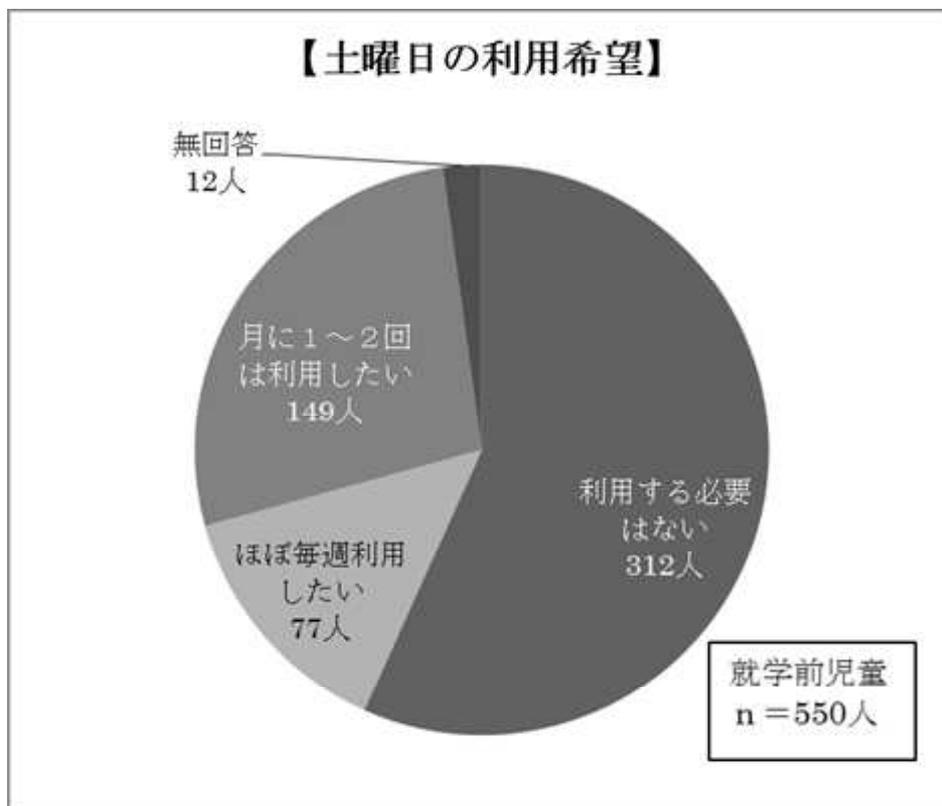
(1) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

子育て支援センターを利用していない方が 85.3%と非常に大きな割合を占めています。利用している方の1ヶ月当たりの利用回数は「1回」が最も多く、約4割を占めています。



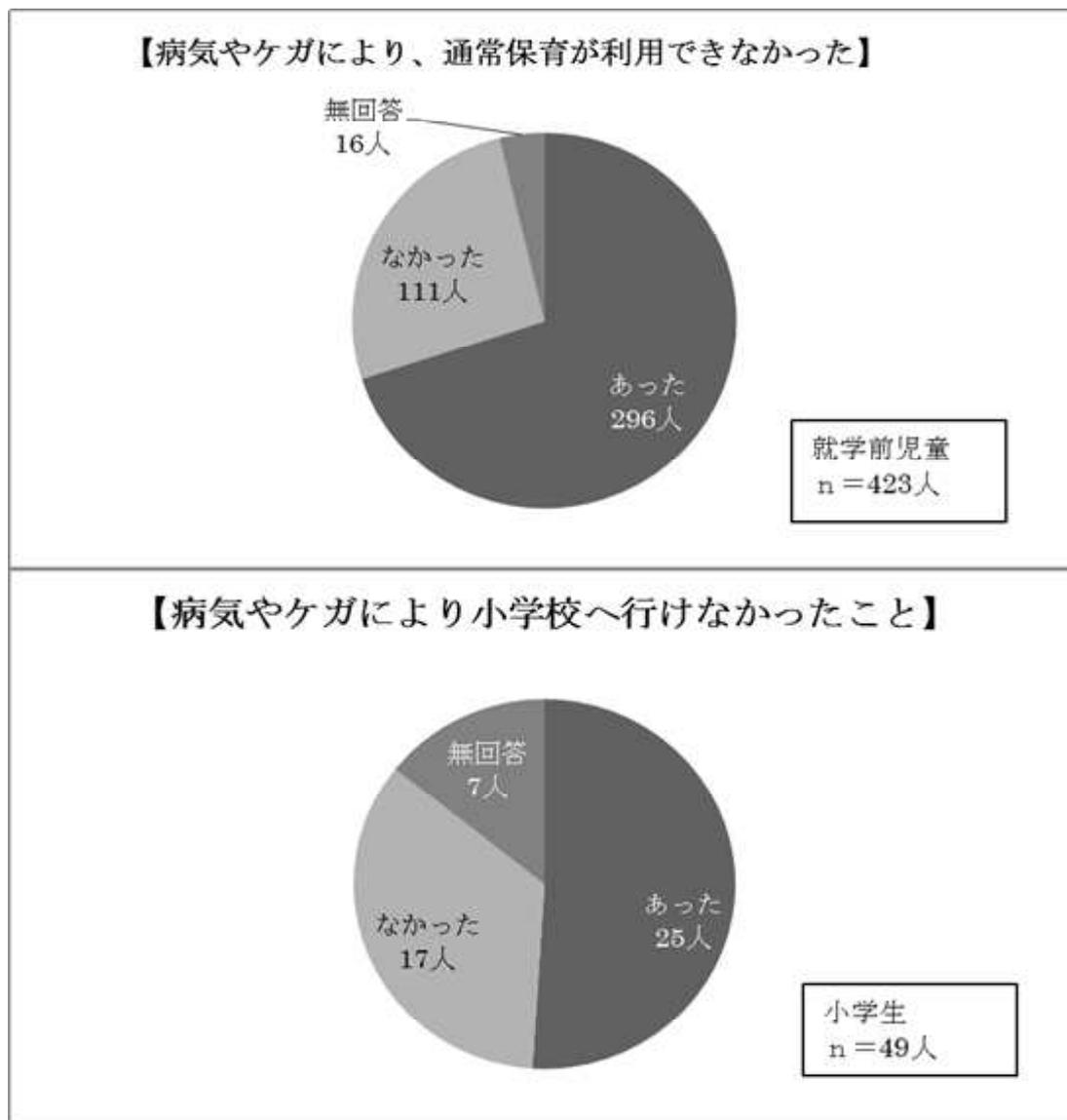
(2) 土・日等の教育・保育事業の利用意向

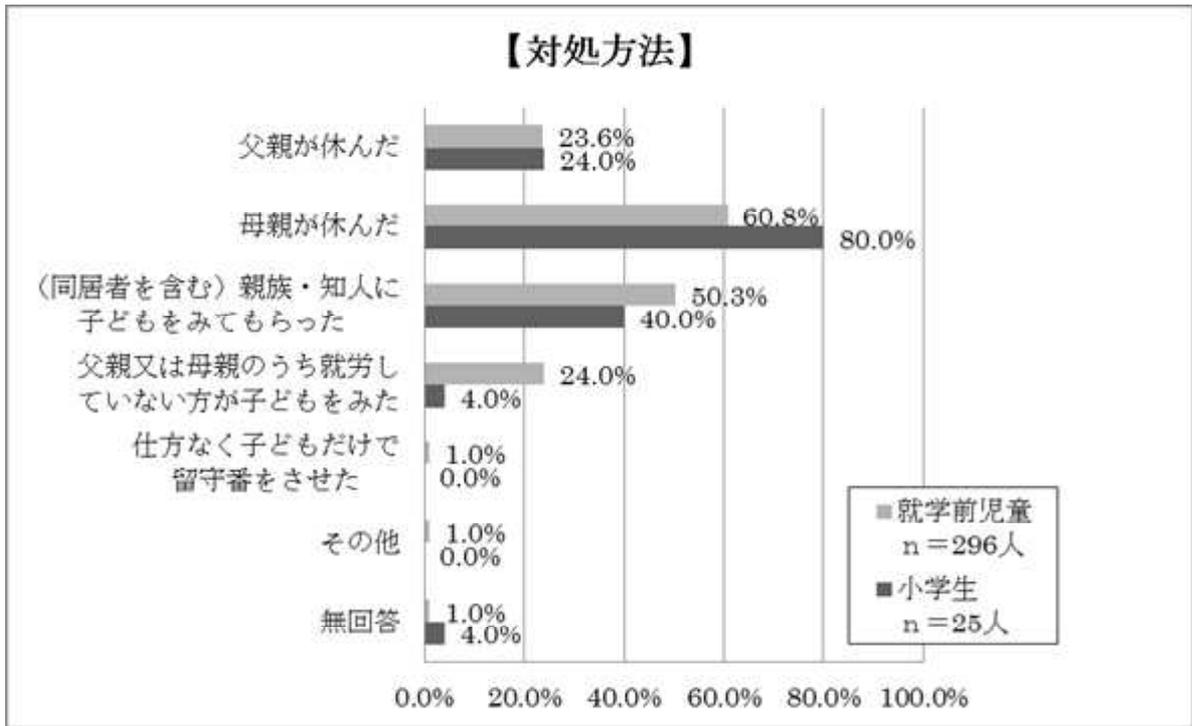
就学前児童で土・日等の教育・保育事業を「利用する必要はない」と回答した方が、土曜日 312 人(56.7%)、日曜・祝日 420 人(76.4%)となっています。「月に1～2回は利用したい」が土曜日は 149 人(27.1%)、日曜・祝日は 93 人(16.9%)となっています。



(3) 病気の時の対応

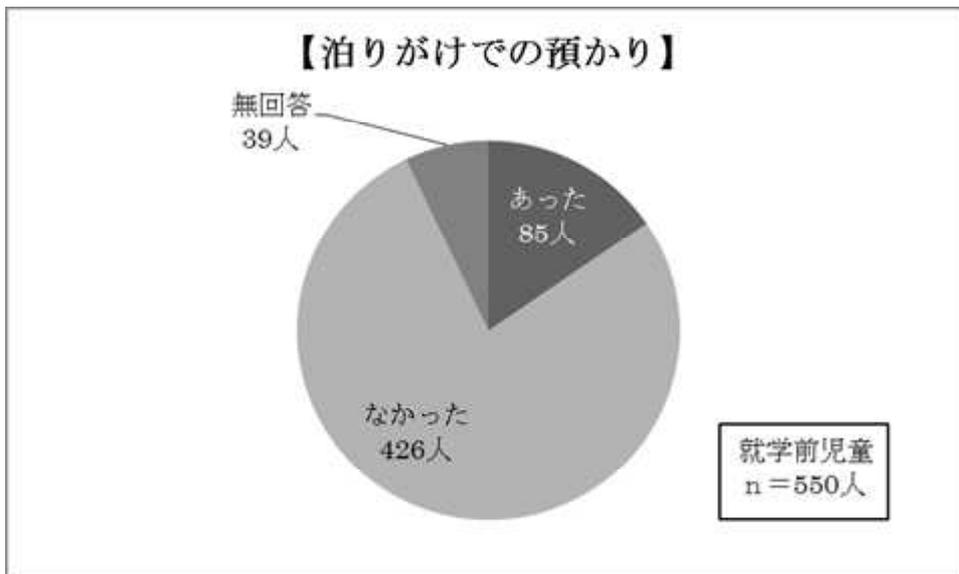
平日、定期的な教育・保育の事業を利用していると回答された方のうち、過去1年間に「病気やケガで通常の保育を利用できなかった」方は296人(70.0%)、「小学校へ行けなかった」方は25人(55.6%)で、その対処方法として「母親が休んだ」方が就学前児童(60.8%)、小学生(80.0%)ともに最も多くなっています。

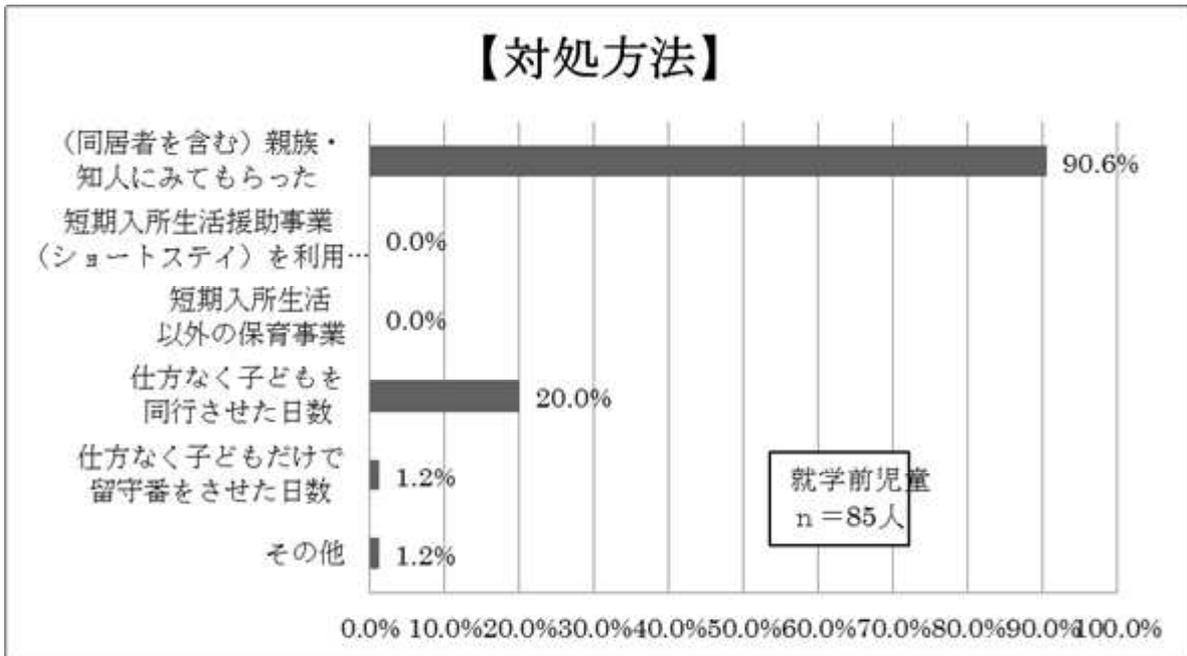




(4) 一時預かり事業の潜在ニーズ

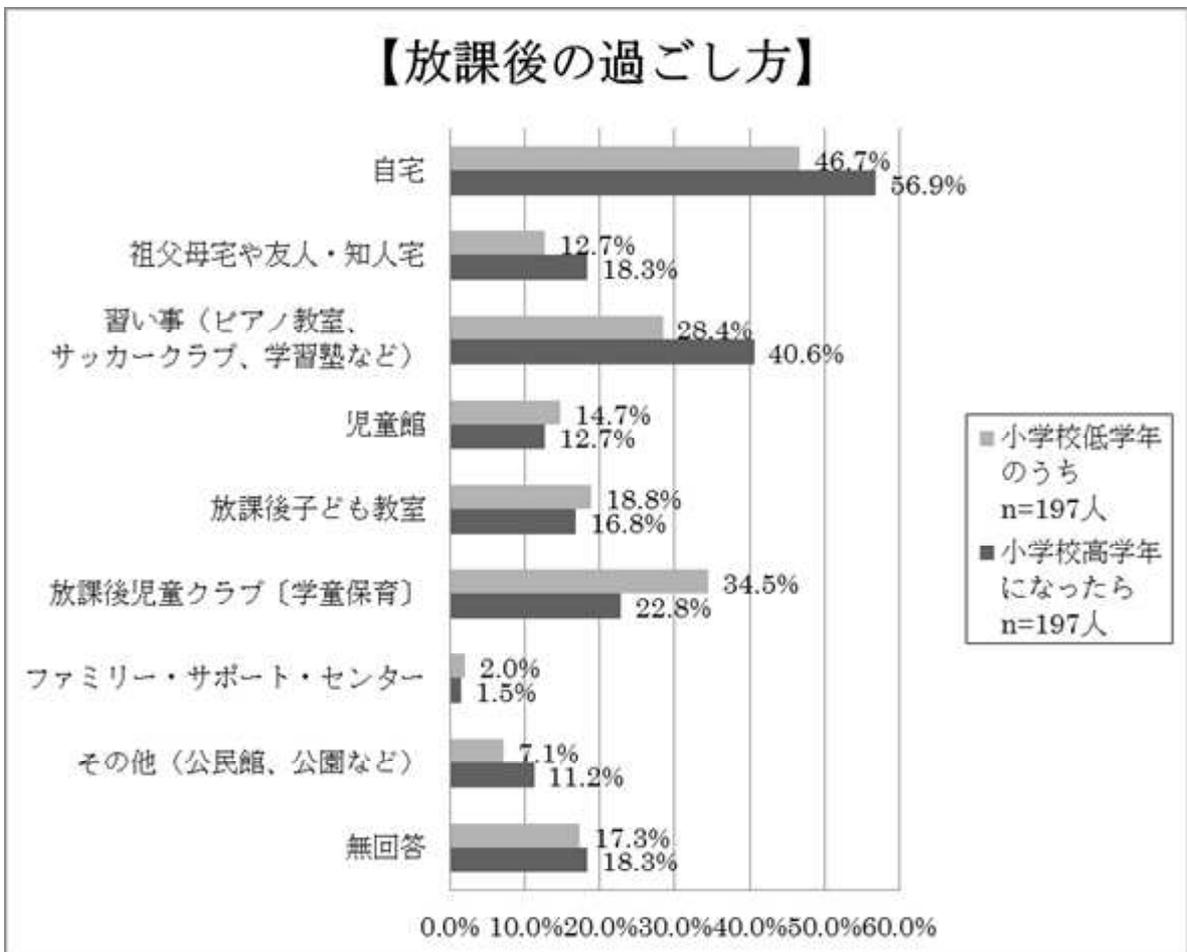
就学前児童において、過去1年間に冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により子どもを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は85人(15.5%)となっています。その対処方法は「(同居者を含む)親族知人にみてもらった」(90.6%)が最も多く、次に「仕方なく子どもを同行させた」(20.0%)となっています。





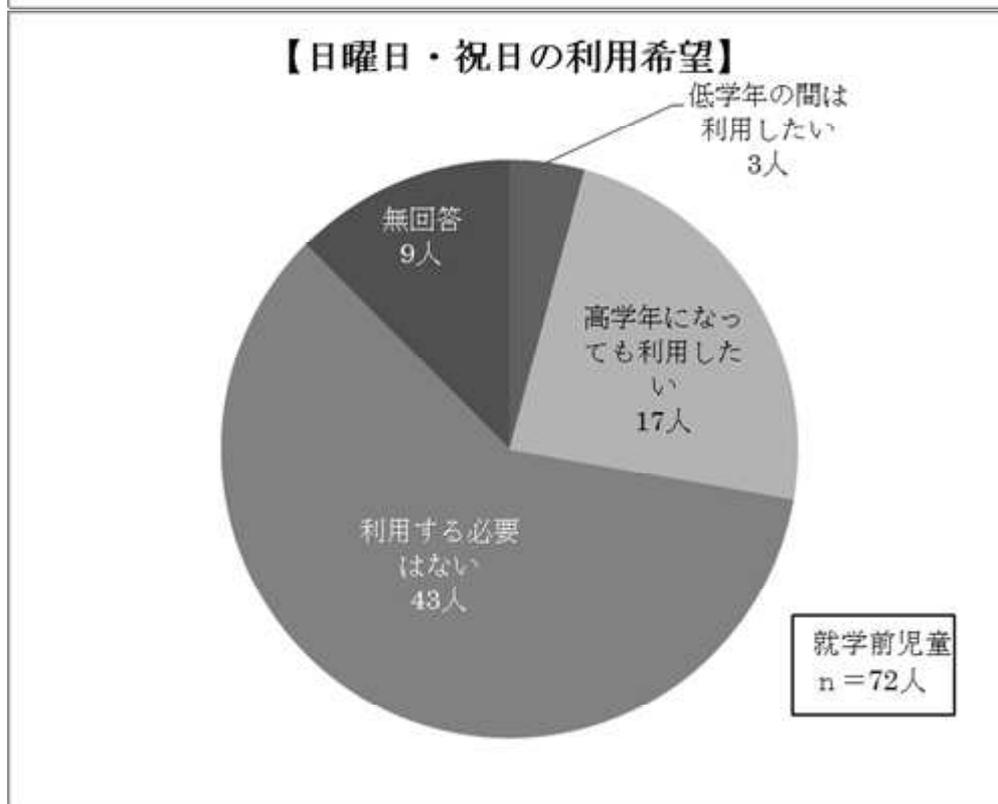
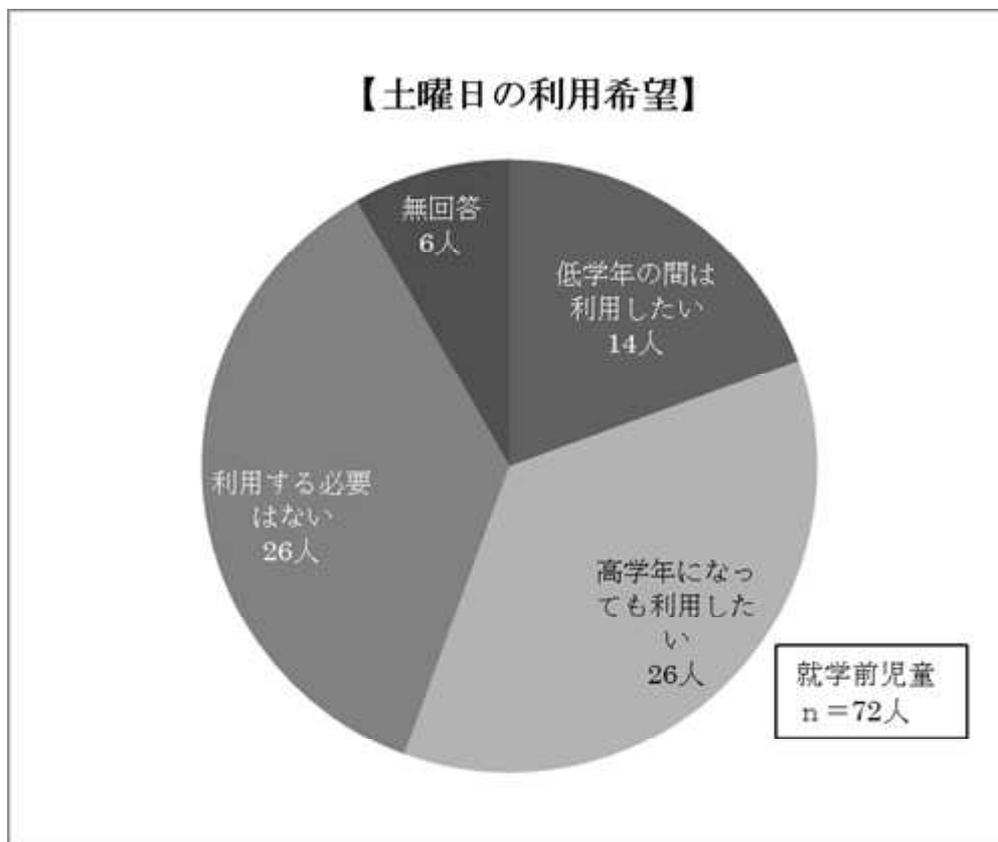
(5) 放課後の過ごし方の意向

就学前児童の就学後の放課後の過ごし方については、低学年時、高学年時ともに「自宅」が最も多く、次に低学年の時は「放課後児童クラブ」(34.5%)、高学年になったら「習い事」(40.6%)となっています。

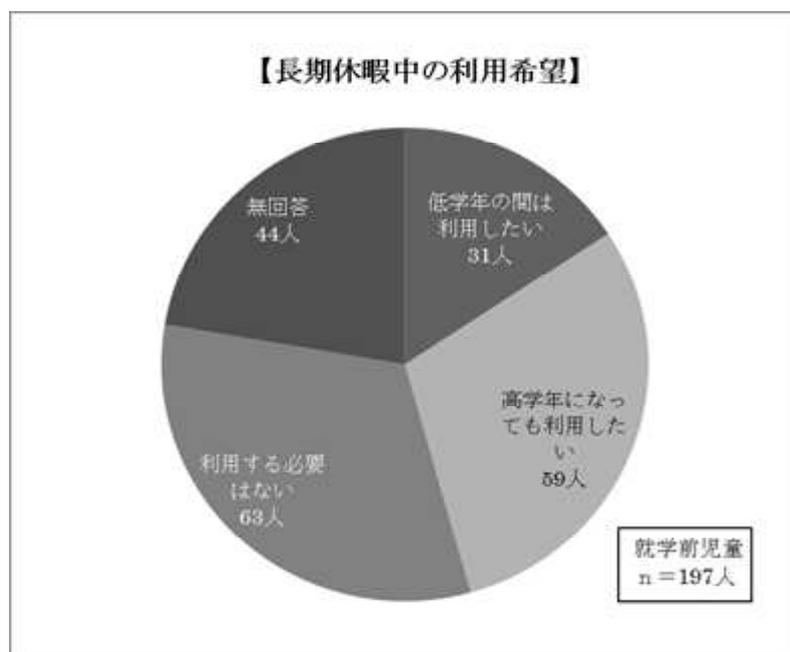


(6) 放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブを利用したいと回答した方のうち、土曜日は「低学年の間は利用したい」が 19.4%、「高学年になっても利用したい」が 36.1%となっており、「利用する必要はない」が 36.1%となっていますが、日曜日・祝日については 59.7%が「利用する必要はない」と回答しています。

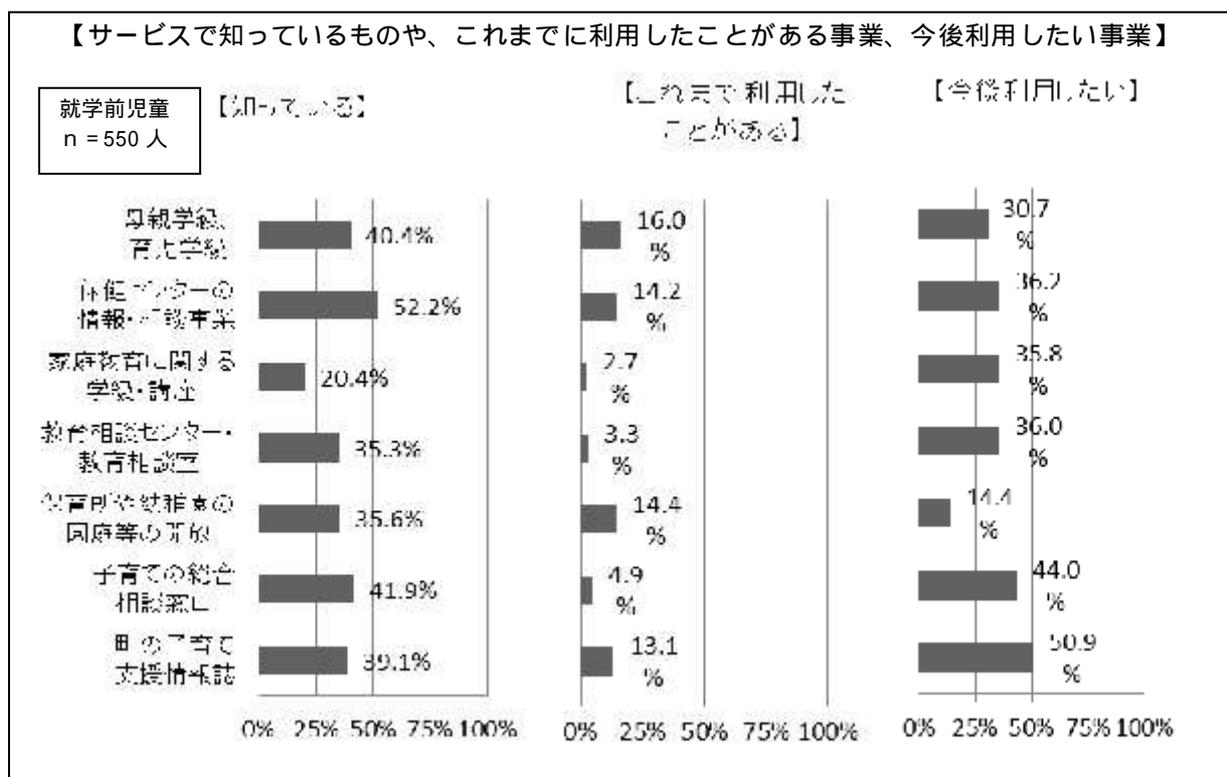


また、長期休暇中の利用意向は「利用する必要はない」が 32.0%である反面、「低学年時の利用」、「高学年時の利用」を合わせると、45.7%と高い率を示しています。



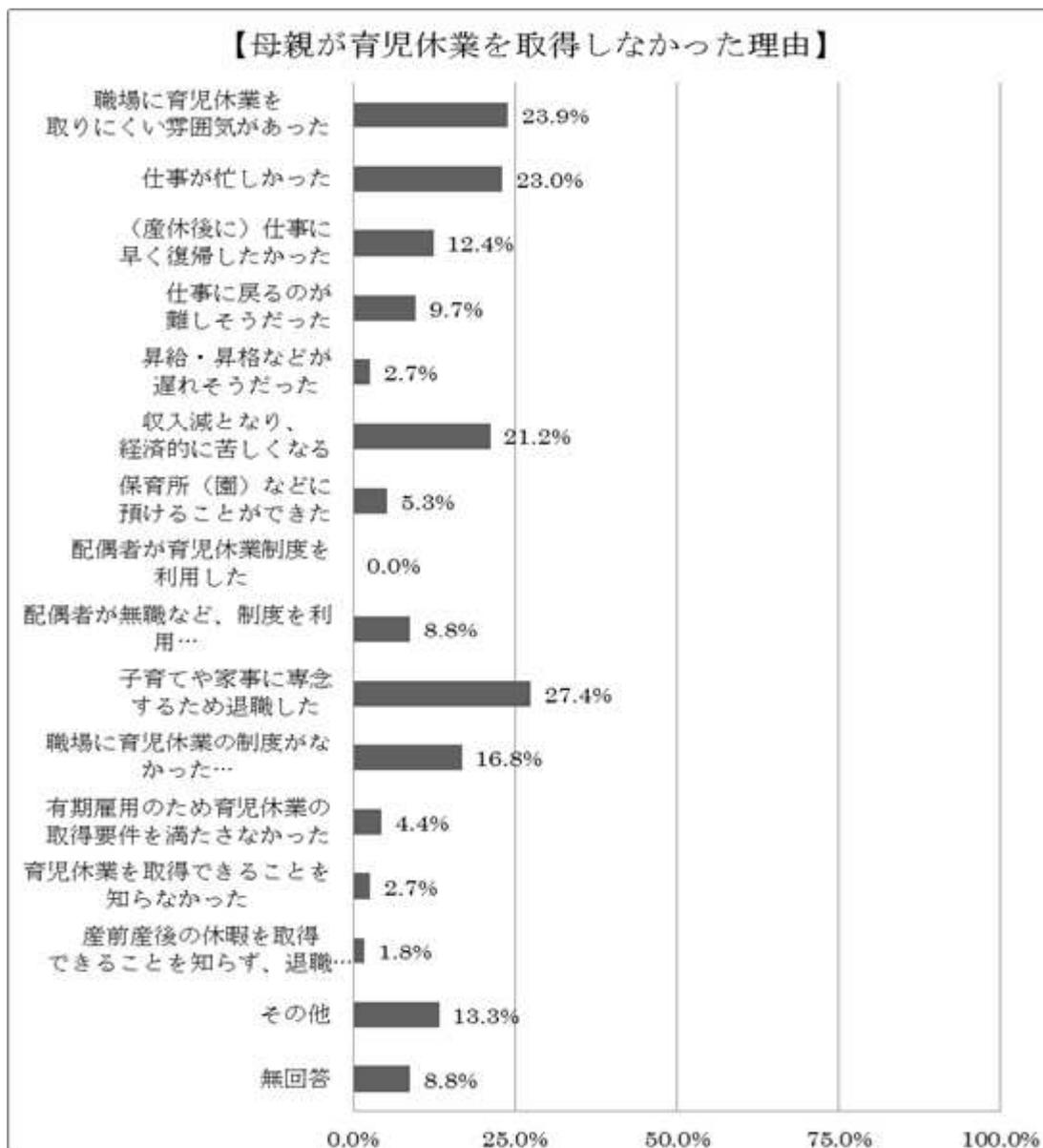
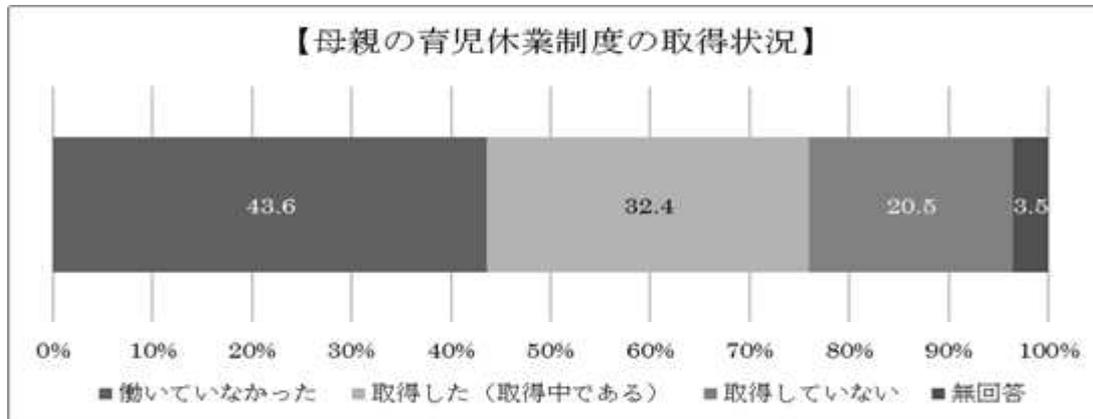
(7) 子育て支援サービスの周知・利用状況と今後の利用意向

就学前児童において、子育て支援サービスについて「知っている」では「保健センターの情報・相談事業」が最も多く、「利用したことのある」事業では「母親学級・育児学級」が最も多くなっています。「今後利用したい事業」では、「町の子育て支援情報誌」(50.9%)が最も多くなっています。



4 育児休業制度の利用状況

就学前児童の母親で育児休業を「取得した（取得中である）」は32.4%、「取得していない」は20.5%となっています。取得しなかった理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」が27.4%と最も多くなっています。

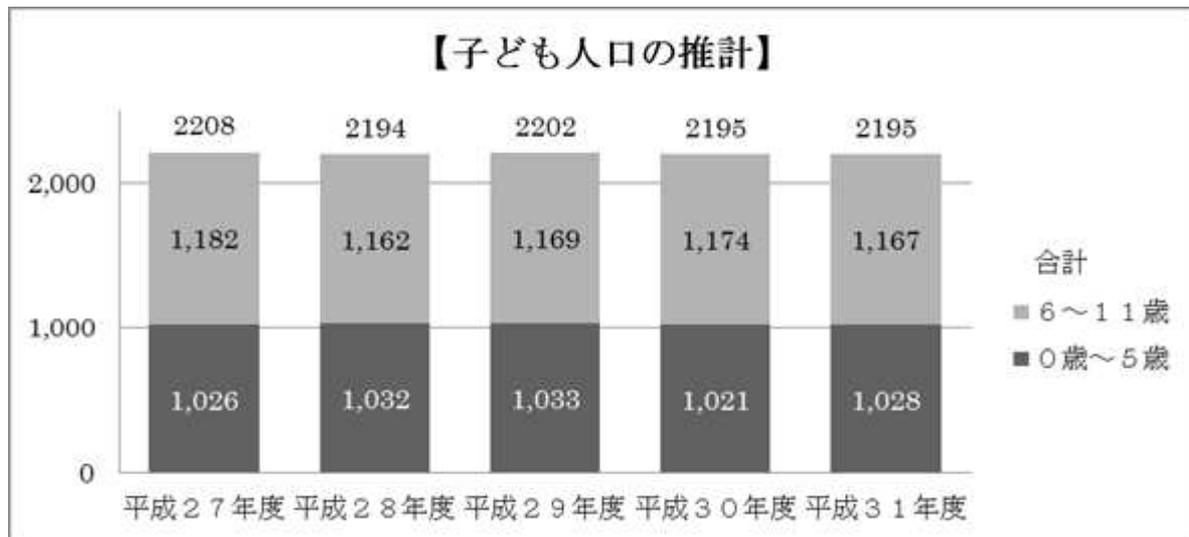


第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 子ども人口の推計

美里町の子ども人口の推計について、平成27年度から平成31年度までを推計すると、0～5歳では増減はありますが、ほぼ横ばい状態、6～11歳では15人（1.37%）の減少が予測されます。

年 齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	151	151	152	151	151
1歳	161	162	162	163	163
2歳	157	163	163	164	165
3歳	190	173	179	179	179
4歳	184	196	178	184	184
5歳	183	187	199	180	186
0歳～5歳	1,026	1,032	1,033	1,021	1,028
6歳	192	186	190	203	183
7歳	185	195	189	193	206
8歳	195	184	194	188	193
9歳	204	200	188	198	193
10歳	190	206	202	190	201
11歳	216	191	206	202	191
6～11歳	1,182	1,162	1,169	1,174	1,167
合 計	2,208	2,194	2,202	2,195	2,195



2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて設定するよう定められていますが、美里町ではこの設定単位を、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性を考慮してサービスを利用できるように、「全町で1区域」といたします。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定子ども園、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区 分	対 象	該当する施設
1号認定	3～5歳 専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	幼稚園 認定子ども園
2号認定 (幼稚園希望)	3～5歳 共働き等で学校教育 の希望が強い家庭	幼稚園 認定子ども園
2号認定 (保育施設希望)	3～5歳 共働き家庭等	保育所 認定子ども園
3号認定	0～2歳 共働き家庭等	保育所・認定こども園 地域型保育施設

(2) 計画期間における量の見込み

【1号認定(3～5歳児で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い区分)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		312	309	309	302	305
確保 方 策	幼稚園 認定子ども園	312	309	309	302	305
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
	-	0	0	0	0	0

【2号認定(幼稚園希望：3～5歳児で保育の必要性がありながらも、教育ニーズが高い認定区分)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		133	132	132	129	130
確保 方 策	幼稚園 認定子ども園	133	132	132	129	130
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
	-	0	0	0	0	0

【2号認定（保育施設希望：3～5歳児で保育の必要性があり、保育施設の利用希望が強い認定区分）】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		99	98	98	96	97
確保 方策	保育所 認定子ども園	86	86	86	86	86
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
認可外保育施設		13	13	12	10	11
(+) -		0	0	0	0	0

【3号認定（保育施設希望：0歳児で保育の必要性あり）】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		41	42	43	42	42
確保 方策	保育所 認定子ども園	20	20	20	27	27
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設		21	22	23	15	15
(+) -		0	0	0	0	0

【3号認定（保育施設希望：1～2歳児で保育の必要性あり）】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		115	113	113	114	114
確保 方策	保育所 認定子ども園	95	95	95	108	108
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設		20	18	18	6	6
(+) -		0	0	0	0	0

【0～2歳児童の保育利用率】

国から示された基本指針等に沿って、計画期間内における0～2歳児童の保育利用率を次の通り定めます。

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口(0～2歳)	469人	476人	477人	478人	479人
保育所入所児童数 (量の見込み)	115人	115人	115人	135人	135人
保育利用率	24.5%	24.2%	24.1%	28.2%	28.2%

(3) 各事業の推進の方向性

保育所

保護者が就労している、病気療養をしている等により、家庭で保育することが困難であるなど、保育を必要とする乳幼児について、保護者に代わり保育所での保育を行います。

【今後の方向性】

保育所の利用希望は少子化傾向にあるにも関わらず年々増加しています。美里町では小牛田保育所分園の改修を行い、平成25年度から受け入れ児童数を増やしましたが、待機児童の解消にはいたりませんでした。一時的に待機児童を解消しても、その事実が呼び水となり保育需要が喚起されることにつながるため、保育定員の拡充を図る必要があります。特に0～2歳児の保育需要が高まった場合、数年後には3～5歳児の保育需要も高まることにつながるため、0～2歳児の保育需要の動向を踏まえながら確保方策を検討していきます。

課題となっている保育士の確保については、1日4時間程度の短時間勤務の導入や、通信教育等により保育士資格の取得を目指す方々に対し一定年数の勤務を条件に取得費用の補助を行うなどの方策を検討していきます。

幼稚園

小学校就学前の3～5歳児に向けた教育を行います。

【今後の方向性】

小牛田・北浦・中埜の3幼稚園を統合して平成25年1月にこごた幼稚園を開園したことにより町立幼稚園を3園とし、地域に根差した特色ある教育を編成し実践しています。

園児数は減少傾向にありますが、共働き世帯等の増加等により預かり保育を希望する世帯は増加傾向にあります。そのため、預かり保育については、こごた幼稚園開園時に定員を拡大しておりますが、近年は駅東地区の人口増加もあるため、更なる定員拡大を検討していきます。

また、子ども子育て支援新制度の動向等も踏まえながら、認定こども園への移行も検討していきます。

認定子ども園

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

現在、「なんごう幼稚園・保育園」は幼保一体化施設として運営を行っており、認定子ども園に最も近い施設といえます。宮城県の「子ども・子育て支援事業支援計画」においては、各自治体で1ヵ所の認定子ども園の整備を目指していることから、本計画期間の最終年度までには「認定子ども園」への移行を目指します。

認可外保育施設

国の設置基準に満たないものの、「認可外保育施設指導監督の指針」に基づく届け出を宮城県に行っている保育施設で、宮城県の検査・指導を受けている保育施設です。

【今後の方向性】

美里町には、現在6箇所の認可外保育施設が運営を行っていますが、いずれも宮城県の指導を受けながら、健全に運営を行っています。町内保育所の補完的役割を担っていただいております。今後も町と協力体制を密にしながら運営を進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 計画期間における量の見込み

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
時間外保育事業 (延長保育)	量の見込み	130人	140人	140人	140人	140人
	確保方策	130人	140人	140人	140人	140人
	-	0人	0人	0人	0人	0人
一時預かり(在園児対象)						
1号認定の利用	量の見込み	550人日	550人日	550人日	550人日	550人日
2号認定の利用	量の見込み	35,400人日	35,400人日	35,400人日	35,400人日	35,400人日
	確保方策	35,950人日	35,950人日	35,950人日	35,950人日	35,950人日
	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
一時預かり(在園児対象以外)	量の見込み	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
一時預かり (幼稚園入園児以外)	確保方策	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児以外)	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	(+ +) -	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
病児病後児保育事業	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
病児病後児	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児利用)	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	(+) -	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て援助活動支援事業	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
ファミリーサポート事業 (病児・病後児以外)	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	783人回	772人回	762人回	751人回	740人回
	確保方策	783人回	772人回	762人回	751人回	740人回
	-	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
利用者支援事業	量の見込み	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	-	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	151人	151人	152人	151人	151人
	確保方策	151人	151人	152人	151人	151人
	-	0人	0人	0人	0人	0人
養育支援訪問事業 (その他養保護児童等の 支援に関する事業)	量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
	確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
	-	0人	0人	0人	0人	0人
妊婦検診	量の見込み	151人	152人	151人	151人	150人
	検診回数(× 14回)	2,114回	2,128回	2,114回	2,114回	2,100回
	確保方策	2,114回	2,128回	2,114回	2,114回	2,100回
	-	0回	0回	0回	0回	0回
放課後児童健全育成事業	量の見込み	222人	217人	214人	208人	203人
低学年(1～3年生)	確保方策	220人	215人	212人	206人	201人
高学年(4～6年生)	確保方策	2人	2人	2人	2人	2人
	(+) -	0人	0人	0人	0人	0人

(2)各事業における量の見込み

時間外保育事業（幼稚園入園児の延長保育：預かり保育）

登園前や降園後に保護者が仕事の都合やその他の理由により家庭にいない園児を対象として預かり保育を行っています。

預かり保育の時間は、平日は登園前が7：00から9：00、降園後が13：00から19：00となっており、土曜日及び長期休暇時は7：00から19：00までです。

【今後の方向性】

保育需要の増加により、今後は預かり保育の定員の増加に努めます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	130人	140人	140人	140人	140人
確保方策	130人	140人	140人	140人	140人
-	0人	0人	0人	0人	0人

一時預かり（幼稚園在園児対象）

幼稚園に在籍する通常保育の園児で、家庭等の事情により一時的に降園後の保育を希望する園児を対象に各園で実施しています。

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	550人日	550人日	550人日	550人日	550人日
量の見込み	35,400人日	35,400人日	35,400人日	35,400人日	35,400人日
確保方策	35,950人日	35,950人日	35,950人日	35,950人日	35,950人日
-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

一時預かり保育（幼稚園在園児対象以外）

幼稚園や保育所（園）に入所していない就学前児童を、保護者が一時的に保育ができない場合に保育所（園）で預かる事業です。

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

一時預かり(対象外)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	100 人日				
確保方策 一時預かり(幼稚園以外)	100 人日				
-	0 人日				

病児病後児保育事業

病気（当面病状の急変が認められない場合）又は病気の回復期にあり、集団保育が困難なお子さんで保護者の勤務の都合などのため家族で育児を行うことが困難なお子さんを日中お預かりする事業です。保育所、病院又は診療所において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「施設型」と、研修を受けた保育士、看護師等が児童の自宅において保育を行う「訪問型」がありますが、美里町では設備基準及び人員配置の面並びに稼働率の面から対応が難しく、現在行っておりません。

【今後の方向性】

病児・病後児保育事業の一つとして、保育所入所児童を対象とした「体調不良児対応型」及び「訪問型」について実施が可能かどうか検討していきます。

病児病後児保育事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0 人日				
確保方策	0 人日				
確保方策	0 人日				
(+) -	0 人日				

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

地域において、保育の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

美里町では現在行っておりません。町村段階では会員数や稼働率等の問題がありますが、ニーズ調査において、他市町から転入されたと思われる方より有効性についてご意見をいただいております。今後実施に向け検討して参ります。

子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気その他の理由で、家庭において保育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【今後の方向性】

美里町では現在行っておりません。ニーズ調査の結果では「泊りがけで家族以外に預ける必要があった」方はいらっしゃいましたが、そのうち90%を超える方（77人）が親族・知人に預けたと回答され、ほぼ半数の方が親族・知人に預けるのを「非常に困難(6.5%)」、「どちらかというとも困難(42.9%)」であったと回答されています。親族・知人に預けることは可能ですが、その半数が困難であったことを考えると、何らかの対応が必要ではないかと考えられます。

このため、県内の児童養護施設等への委託が可能かどうか検討して参ります。

子育て短期支援事業 (ショートステイ)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を目的に、子育て親子の交流の場の提供と促進や、子育て等に関する相談・支援の実施、地域の子育て情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などを行う拠点です。

【今後の方向性】

美里町では、現在「地域子育て支援センター」を小牛田・南郷両地域に設置しているほか、町内に4箇所ある児童館においても対応しています。

地域子育て支援拠点事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	783 人回	772 人回	762 人回	751 人回	740 人回
確保方策	783 人回	772 人回	762 人回	751 人回	740 人回
-	0 人回				

利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整を行います。

【今後の方向性】

美里町では、現在「地域子育て支援センター」を小牛田・南郷両地域に設置しているほか、町内に4箇所ある児童館においても対応しています。

利用者支援事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	2 箇所				
確保方策	2 箇所				
-	0 箇所				

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在健康福祉課で保健師や助産師等が乳児家庭全戸を訪問し対応し、事業を行っており、今後も継続していきます。

乳児家庭全戸訪問事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	151人	151人	152人	151人	151人
確保方策	151人	151人	152人	151人	151人
-	0人	0人	0人	0人	0人

養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在健康福祉課で保健師や助産師等が乳児家庭全戸を訪問し、その中で養育支援が必要と認められる家庭に対し事業を行っており、今後も継続していきます。

養育支援訪問事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
-	0人	0人	0人	0人	0人

妊婦検診

妊婦の健康とお子さんの健やかな成長・出産を応援するために、妊婦健診の費用を助成する事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在妊婦 1 名につき 1 4 回までの健診について助成を行っており、今後も継続していきます。

妊婦健康診査	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	151 人	152 人	151 人	151 人	150 人
検診回数(× 14 回)	2,114 回	2,128 回	2,114 回	2,114 回	2,100 回
確保方策	2,114 回	2,128 回	2,114 回	2,114 回	2,100 回
-	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在 4 箇所の児童館及び 1 箇所の学校の空き教室を利用して事業を行っており、今後も継続していきます。

平成 27 年度より小学校 6 年生までを対象児童として受け入れることとなりましたが、本町においては放課後児童クラブの生活スペースの面積及び指導員の数の問題、また、同一のスペースにおいて 1 年生と 6 年生が混在した場合の事故発生の懸念から、当面従来どおり 3 年生まで及び障害等を抱えた児童を対象児童として受け入れ、生活スペースの面積に余裕があるクラブに関しては高学年児童も受け入れる方向で事業を継続していきます。

放課後児童健全育成事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	222 人	217 人	214 人	208 人	203 人
確保方策(1～3年生)	220 人	215 人	212 人	206 人	201 人
確保方策(4～6年生)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
(+) -	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 . 放課後子ども総合プラン

【経緯】

少子高齢化が進む中、国では保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保「小1の壁」を打破するためには、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があるため、「放課後児童クラブ」の受皿を拡大するとともに、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後・週末子供教室」の計画的な整備を目指す方針が示されたことに伴い策定された「放課後子ども総合プラン」により、市町村においても次世代育成行動計画の中にその内容を盛り込むこととされました。

【本町の対応】

美里町では、現在「放課後児童クラブ」については「子ども家庭課」が、「放課後・週末子ども教室」については「まちづくり推進課」が所管しておりますが、今後については「時代を担う人材を育成するため、全ての児童等が放課後・週末等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」よう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後・週末等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動を行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備を両課共同で進めていきます。

(1) 一体型または連携型の「放課後児童クラブ」及び「放課後・週末子ども教室」の目標

事業量

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一体型	0	0	2	2	2
連携型	0	0	3	3	3

現在、空き教室を利用して運営している「北浦放課後児童クラブ」及び不動堂小学校の敷地に隣接した場所で運営している「不動堂放課後児童クラブ」を一体型とし、校舎から離れた施設において運営している「牛飼」,「青生」,「南郷」の3箇所放課後児童クラブを連携型と位置づけます。

また、現在両事業においては、各々の事業主体である課において連携がなされていないため、今後「放課後子ども総合プラン」の重要性をお互いに認識し共同で事業を進めるために十分な時間をかけて検討していくため、両事業の一体型及び連携型での開始を平成 29 年度と位置づけます。

(2) 「放課後児童クラブ」及び「放課後・週末子ども教室」の一体的、又は連携的な実施に関する具体的な方策

ア 「放課後児童クラブ」及び「放課後・週末子ども教室」の一体的又は連携による事業を実施する際のプログラムを企画するには、「放課後児童クラブ」の

指導員と「放課後・週末子ども教室」のコーディネーターが共同して検討することが必要となります。このため、プログラムの内容、実施日等を検討するための検討会を学校関係者も含めて開催する必要があります。

イ 連携型の場合の共通プログラムの終了後は、各々放課後児童クラブを運営している児童館に移動することとなりますが、放課後児童クラブ指導員により誘導することとします。

(3) 小学校の空き教室等の「放課後児童クラブ」及び「放課後・週末子ども教室」への活用に関する具体策

現在、5箇所の「放課後児童クラブ」のうち、1クラブのみが空き教室を利用しており、他の4箇所については全て児童館を会場として運営しています。各学校においては、空き教室を特別教室に転用したり、不動堂小学校のように児童数が増加したりしているため、空き教室の利用は非常に困難な状況となっています。

しかしながら、全般的な児童数の減少等により、小学校の統廃合の可能性も検討されるべき状況にあることから、今後の町の総合計画等の検討状況を見据えながら、放課後の児童の安心できる居場所づくりとしての「放課後子ども総合プラン」の重要性を学校関係者及び教育委員会の理解を促しながら学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼して行きます。

(4) 「放課後児童クラブ」及び「放課後・週末子ども教室」の実施に係る子ども家庭課とまちづくり推進課及び教育委員会との具体的な連携に関する方策

ア 「放課後児童クラブ」の実施主体である子ども家庭課及び「放課後・週末子ども教室」の実施主体であるまちづくり推進課と定期的な打合せの機会を設定し、事業運営上の課題などを常に共有し課題解決に向けて対応していきます。

イ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議・検討を行っていきます。

(5) 地域の実情に応じた「放課後児童クラブ」の開所時間の延長に係る取組等

本町では、全ての「放課後児童クラブ」において、午後7時まで開所時間を延長してきました。さらに平成26年12月の長期休暇時から、これまで午前8時からであった土曜日や長期休暇時の開所時間を午前7時からに変更しました。本計画期間である平成31年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を継続していきます。

第3章 計画の基本目標

基本目標

安心して子育てができ 子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを産み、ゆとりを持ちながら子どもを育てていくことができるようにするためには、子どもの成長や子育て中の家庭を地域、企業、行政が一体となって、支援していく社会づくりが必要です。

このため、町では「子どもも親も地域も互いに育ちあうまちづくり」を計画の基本目標にかかげ、未来を担い、21世紀にはばたく子ども達がより良い環境のもとで、健やかに成長していくための各種施策を総合的に推進していきます。

基本方針

1 安心して子どもを産み育てるために

子育ては、家庭に明るさや幸福をもたらし、親自身の人間的な成長にもつながります。少子化の時代にあって、子育ての楽しみや喜びが感じられ、また一方で、子育てに関する不安が解消されるためには、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要です。

そのために、妊娠・出産から子育てに至るまでの様々な状況に応じて、適切な環境や条件を整備していきます。また、引き続き保護者への経済面での支援を行い、負担の軽減を図ります。

2 子育てと仕事の両立を支援するために

ライフスタイルの変化や就労意欲の高まりなどにより女性の社会進出が進み共働きの家庭が増えてきています。このため、子育てをしながらも安心して働くことができるよう、保護者の就労形態に応じたサービスの提供や、子育てしやすい就労環境づくりを目指していきます。

さらに、男女がよきパートナーとして、家事や育児を担い、ともに協力し合いながら心豊かな日々が送れるよう、男女共同参画のもとで子育てを推進していきます。

3 子ども達が健やかに成長するために

幼児期及び学童期は子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会性などが育まれる時期であり、家庭教育がその出発点であるといえます。このことから、家庭でのふれあいを大切にし、家庭の教育力を高めるための支援を行いながら、次代を担う子ども達が健やかに成長するよう、家庭や学校を通して教育の充実を図っていきます。

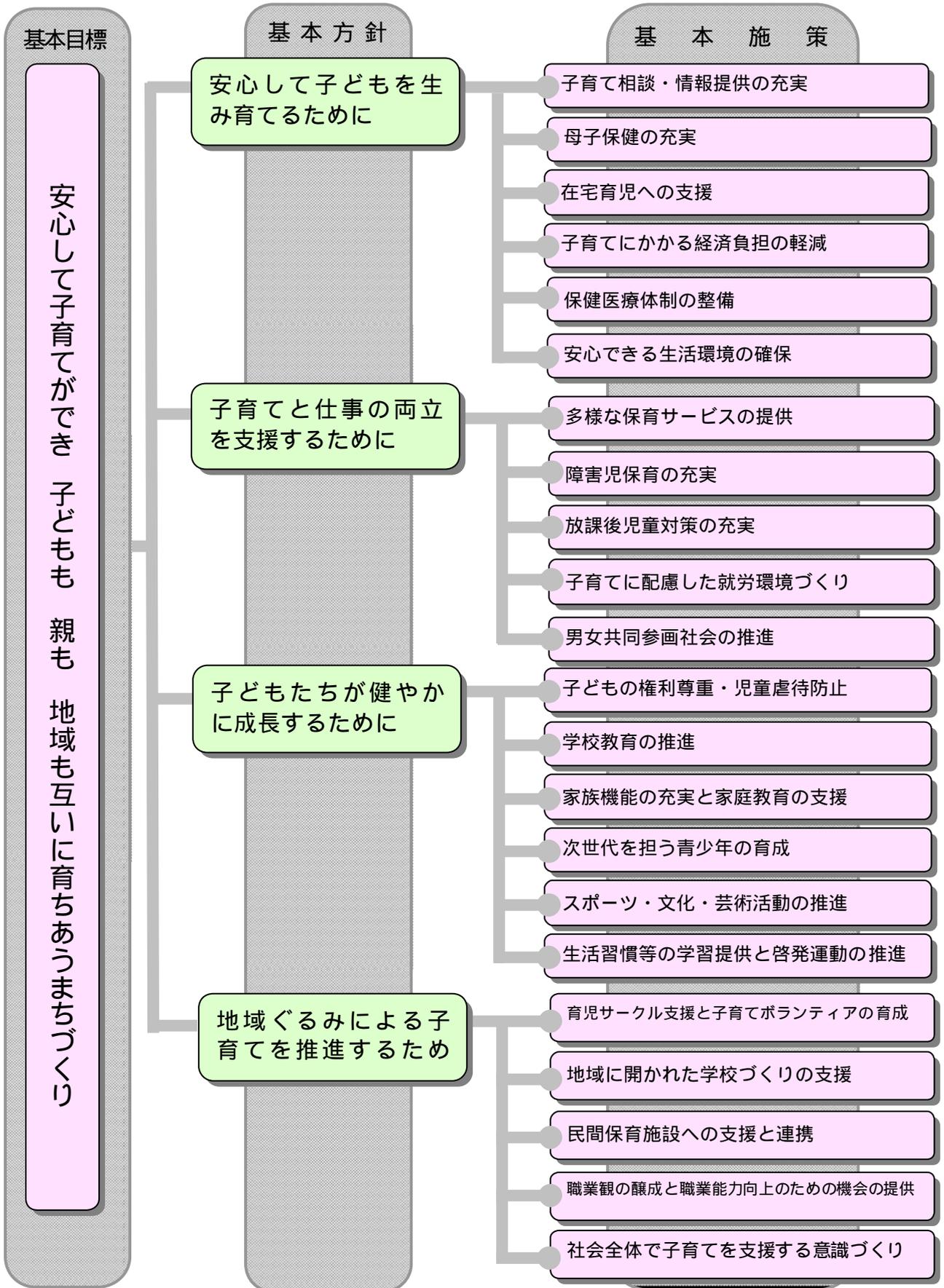
また、子ども達も社会の一員であることから、一人ひとりの意見や権利が尊重され、主体的に社会参加できる地域づくりを目指していきます。

4 地域ぐるみによる子育てを推進するために

地域での子ども同士の交流も少なくなり、様々な人間関係の中で自然に身につくはずの思いやりや互いに支え合う心が希薄になってきています。また、親の育児に対する不安感や孤立感も増えていることから、家庭内だけではなく、地域の関わりをも深めていくことが必要です。

これらのことから、各施設による対応だけでなく、より身近な地域における相談の場や交流の機会をつくり、子どもの成長と子育てを地域全体で支援する体制づくりを推進していきます。

施策の体系



第4章 基本計画（平成27年度～31年度）

第1節 安心して子どもを生き育てるために

【現状・課題】

全体的には子育てに関する相談や情報交換をする場が不足していると感じている保護者が多く、同年代の子どもをもつ親の交流の場を求める声も依然多くあります。

また、3歳未満児の子育てに関しては、家庭内（母親や祖父母）で育児を行っている割合が高いため、交流機会を持つことが難しく、母親が一人で不安や悩みを抱えてしまう傾向にあります。しかしながら、実際に相談に訪れたり、電話による相談件数はそれほど多くないため、相談窓口の周知と潜在化している相談者へのこれまで以上の対応が課題といえます。

そのためには、行政の各部署がそれぞれ個別に情報を提供するのではなく、ホームページも活用しながら、総合的に情報を提供できる施策が必要であると思われます。

子どもが成人するまで子育てにかかる経済的負担を軽くしてほしいという声も依然多く、現在保育料については特に高いというわけではなく、むしろ国の基準よりも緩和した設定となっております。児童手当の支給については国の制度に準じて実施していますが、乳幼児医療費の助成は平成26年10月より所得要件を撤廃し、対象を15歳に達した年度末まで町独自に延長し実施しています。

町内には産婦人科や小児科のある病院がなく大崎市をはじめ近隣市町の医療機関に依存しています。このためかかりつけ医を持つことが困難な状況にあり、医療機関誘致に向けた働きかけが必要です。

大小様々な公園が整備設置されていますが、今後も地域バランスを考慮しながら、防災対策も含め遊び場や交流の場の確保が求められています。公園に設置されている遊具等については、一部老朽化したものもあり、子ども達の安全性確保のために定期点検や更新整備が必要です。通学時の交通安全対策としては、通学路の歩道確保や信号機、防犯灯の設置なども必要と思われます。

【基本施策】

子育て相談・情報提供の充実

身近なところで、気軽に相談できるよう、各関係機関（保育所、子育て支援センター、児童館、幼稚園、民生委員児童委員、保健師、学校教育相談員等）における各相談窓口を充実させるとともに、関係機関相互の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を促進して参ります。

より個別的な相談に対応するため、職員の研修の充実や相談機能を強化するとともに、宮城県北部児童相談所などとの連携により、専門スタッフや医師との協力も図ります。

地域に密着した情報を提供できるよう、広報誌やホームページなどを活用しながら広く情報を提供するとともに、住民と双方向での情報交換ができるように体制を整備します。

子育てに関する各種施策や助成、各施設の情報を総合的、体系的に提供するため、「子育て Guide Book」を平成25年度に作成し配布していますが、平成26年度からの拡充策等を加えた修正版を作製します。

母子保健の充実

安心して出産を迎えられるように、妊婦健康診査の助成拡大をおこなっておりますが、産後間もない時期は育児に対する不安やストレスが多くみられることから、気軽に相談や学習ができる体制の強化、国の補助を取り入れながら乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業新生児訪問を継続実施し、安心して育児ができるように支援します。

健診や相談を通して子どもの発達段階を理解し、事故防止の知識を身に付けながら安心して子育てができるよう、成長に応じた各種健診の充実を図るとともに健診受診率の向上に努めます。

生活習慣の基礎づくりである乳幼児期に楽しく、バランスの良い食生活や歯磨きの習慣を身に付けさせるとともに、身近な場所で身体を動かしたり、外で遊ぶ楽しさを通じた健康づくりを推進します。

在宅育児への支援

現在、保護者の疾病等の理由による緊急時及び、私的理由により保育を必要とする場合には、一時保育を実施しておりますが、保育所や幼稚園に入所（園）していない子どもの保護者への支援として、子育てに関する相談や情報の提供、親子での交流、子育てサークルの育成などを行います。また、在宅で子育てしている親及び祖父母の育児不安を解消し、リフレッシュを図るために子育て講座を開催しながら、子育て世代の交流機会を作ります。

子育てにかかる経済負担の軽減

乳幼児医療費助成の年齢対象を平成26年度から義務教育終了までに拡大したところですが、制度の周知、利用の拡大を図ります。

民間保育施設（認可外保育所）入所者世帯の負担軽減を図るため、「認可外保育施設入所助成事業」を継続実施していきます。

保育料については、引き続き国の基準よりも軽減し、低所得世帯や多子世帯やひとり親世帯への負担軽減を図ります。

母子父子家庭の保育所入所については、優先的な配慮をし、延長保育や一時預かり保育の実施により、子育てと仕事の両立ができるよう支援していきます。

子育て相談などを通じて、日常生活の悩みや育児不安が解消できるように関係機関と連携し、支援していきます。

保健医療体制の整備

急病や夜間診療については、今後とも2次医療圏の中核である大崎市民病院（救命救急センター）との連携を強化します。病気などの相談については、町立病院を核として相談できる体制を整備していきます。

安心できる生活環境の確保

原っぱや森などの自然の中で子ども達がのびのびと遊べるよう、河川敷の水辺公園化を行ったように、今後も自然を活かした公園整備を進めます。また、公園内遊具の安全点検と老朽化した遊具を更新、整備していきます。

第2節 子育てと仕事の両立を支援するために

【現状・課題】

保育所では生後2か月からの低年齢児保育を実施していますが、待機児童の解消には至っていません。

現在、小学校区が6つに対して、児童館が4つとなっております。児童館は基本的に自由来館であるため、学年に関わらず、誰でも来館し、遊ぶことができますが、現在各小学校区の児童を対象とした放課後児童クラブを運営しており、児童館との関わり方を検討することが必要です。

また、最近では子どもが自宅内で過ごす時間が多い傾向にあり、遊び方を知らない子ども達も見受けられることから、多くの子ども達が気軽に児童館事業に参加するよう広く呼びかけを行っていくことも必要です。

女性の社会進出に伴い、企業においても育児休業制度などの導入を行っている事業所もありますが、依然その水準は低く、仕事と子育ての両立を支援していく制度の導入や残業時間の短縮など、労働条件改善にむけた普及啓発や事業所側の積極的な協力が求められています。

また、家庭内における固定的な男女の役割意識を改めながら、父親が積極的に育児や家事に参加することも必要です。

【基本施策】

多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、延長保育、土曜日一日保育を実施しております。

母親の産後休暇明けからの職場復帰に配慮して、生後2か月児からの保育受入れを継続し、低年齢児の入所拡大に向けた体制や施設の整備を図ります。

緊急時や保護者のリフレッシュの目的等で一時的に保育が必要となる子ども達を保育所並びに子育て支援センターにおいて一時保育を実施しております。

幼児期の子ども達が心身ともに健全で、豊かな人間性を育みながらのびのびと成長できるよう保育内容の充実や職員の資質向上のための研修の充実に努めます。

地域の方々も気軽に参加できる行事を開催しながら、子ども達と地域の方々との交流を深め、地域の中で子ども達が育つような機会を作っていきます。

子ども達がより良い環境のもとで健やかに成長することを目指して、今後も施設の拡充や設備の充実を図るとともに、保育サービスに関する柔軟性や専門性を高める民間活力の導入や地域の多様な人材の活用についても検討していきます。

障害児保育の充実

障害のある子どものなかで、保育所・幼稚園で集団保育を行うことにより発達の改善が図られると認められる障害児を受け入れ、関係機関との連携強化や、保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。また、障害児一人ひとりの能力を最大限に伸ばさせることができるように障害児保育の充実に努めます。

放課後・週末児童対策の充実

放課後児童クラブについては現在5学区に設置しております。

児童クラブや児童館行事などにボランティアを積極的に活用し、異年齢交流や地域との交流を深めるとともに、子ども達の興味や関心を高め、体験しながら楽しく学べるような行事を開催していきます。さらに、地域に開かれた児童館施設の整備を検討していきます。

また、地域住民等の参画を得て、放課後・週末などにすべての児童を対象として学習や体験、交流活動などを行う事業の計画的な整備を進めていきます。

子育てに配慮した就労環境づくり

子を持つ親が子育てと仕事を両立できるよう育児休業制度の積極的活用や有給休暇の取得促進等に関する情報提供や啓発を推進していきます。

男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の形成に向け、育児への積極的な父親参加など男女共同による子育て促進のための啓発事業を行います。

男女共に親としての必要な知識を学習する機会を作り、子育てへの不安の解消を図るとともに、男女共同による子育て意識を高めるため、男性も参加しやすい講座や父親同士の懇談会などの開催を図って参ります。

第3節 子ども達が健やかに成長するために

【現状と課題】

今日、少子・高齢化、情報化、核家族化の中で、青少年には明日の時代を切り拓いていく力が求められており、発達段階に応じた各分野による支援や地域全体の調整機能の充実を通して青少年が、自己実現を図れるようになることが求められています。

また、価値観の多様化という時代の中で、家庭や地域の在り方も変化していることから、青少年が社会生活上で必要な基本的な生活習慣や他人の人を思いやる心、善悪の判断力や公共性などの道徳心を身に付けることができるような学習機会の提供も求められていることは言うにおよびません。

【基本施策】

子どもの権利尊重・児童虐待の防止

子どもが自ら考え、自分のことについて自由に意見を述べ、表現できる場を児童館、学校教育、社会教育において積極的に推進するとともに、子どもの権利や意見が尊重される地域社会を目指していきます。

子どもを持つ親のみならず、地域住民に対しても児童虐待防止についての意識啓発を図るため、虐待発見者の通告義務の周知に努めます。

また、保健師の訪問指導や民生委員・児童委員、主任児童委員による地域での相談活動を充実しながら、要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の防止と早期発見に努めるとともに、お互いに相手を思いやる心と人権が尊重される社会づくりに向けた人権擁護と人権教育を推進していきます。

さらには青少年の健やかな成長を願い「有害環境の浄化運動」、「社会を明るくする運動」を一層充実させるとともに、町総ぐるみによる運動を進めていきます。

学校教育の推進

学校教育の充実は、直接の担い手である教員に負うところが大きいところから、専門職員等を配置し、教員の資質能力の向上を図るとともに、児童・生徒には少人数学級の編制により、生活実感に根ざした興味をかきたてる授業や分かる授業の実施、子ども達一人ひとりの個性を重視した教育の推進、基礎学力の確保・向上に努めるとともに、社会生活の基盤となる心の教育の充実を図ります。

また、地域に開かれた学校づくりを推進し、町民講師の参加などを得ながら、総合学習の時間などを活用した体験学習やクラブ活動・読書教育の充実などを通じて、国際性や社会性、自立意識を持ち、健康で人間性豊かな、明日の地域を担う町民を育てる教育の推進を図ります。

さらに、特色ある魅力的な学校づくりを推進するとともに、教育の効果が期待できる学校環境を目指し、適正規模・適正配置や通学区の検討を行うとともに、小・中の連携や高校との交流活動などの実現を目指します。

家庭機能の充実と家庭教育の支援

家庭は子ども達の人格形成の上で最も大切な場所です。親の家庭において果たすべき役割を深めるためには、家庭教育に関する学習の機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。

また、家庭における家族の役割などを再認識するため、一家団らんで過ごす毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、一層の推進を図ります。

このため、家庭教育指導者・ボランティアの養成や「家庭の日」の運動推進に努めます。

次世代を担う青少年の育成

青少年の「豊かな人間性」と「生きる力」を育むため、様々な自然体験や生活体験、社会体験は重要です。子ども達の資質向上のための自主性を重んじながら、多彩な体験の中でスキルアップを図ります。また、青少年活動を通じて子ども会活動や地域の行事などに積極的に関わっていける青少年リーダーの養成を目指していきます。

このため、「まちづくり人材育成事業」の推進や、「平和学習」の開催、国際交流姉妹都市である米国ミネソタ州ウィノナ市などへの海外派遣事業を推進していきます。

スポーツ・文化・芸術活動などの推進

スポーツ活動は爽快感、達成感、連帯感など精神的な充足や、楽しさ、喜びを与え、健康の増進、体力の向上に効果的であると同時に規範意識を身に付けることができるなど、青少年の心身の健康づくりに最適であることから、スポーツ施設の機能充実と活用の推進を図るとともに、指導者の確保と育成に努め、その環境づくりを進めて行きます。

また、子ども達の豊かな感性・創造性を育むため、美里町に継承されている伝統文化や現代の芸術文化に身近にふれ、体験できる機会の充実と学校や文化施設などを拠点として継続的に体験・習得できる機会の提供に努めます。

生活習慣等の学習提供と啓発運動の推進

生活習慣は子ども達の健全な心と体に大きく影響を与えることから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進や「食育」の推進、「親子料理教室」の開催など保護者に対する学習機会を提供するとともに、家庭の意識高揚と啓発運動を推進します。

第4節 地域ぐるみによる子育てを推進するために

【現状と課題】

現在、子育てに関するサークルは町内に1団体あり、子育て支援センターを中心として活動していますが、参加者数を増やしていくためには、気軽に参加できる雰囲気づくりとさらなる広報活動が必要になっています。

また、幼稚園や保育所に通っていない子どもやその保護者の交流の場づくりや、お互いに相談し合える機会を作っていくことも求められています。

近所付き合いが希薄化しつつある風潮の中で、地域の活動において若い世代の参加が少ないということなどが指摘されています。それに伴い、子どもを持つ親の悩みとして子育てについて気軽に相談できる相手が身近にいないとか、就学前の子どもにおいても遊び友達が少ないということが挙げられています。

これらのことから、まずは、親と子どもの双方がともに地域に溶け込んでいくことが必要です。

核家族化と少子化の流れの中で、在宅で子育てをしている家庭の親にとっては子育ての知識習得や情報交換の場が必要ですが、地域における近隣とのつながりが希薄化していることから、本来地域の中で機能してきた子育て世帯を支える機能が低下しつつあり、その役目が果たせなくなっています。

このことから、今後は子育てを家庭内だけの問題として捉えるのではなく、虐待防止の観点からも地域全体がかかわりながら、地域内でも気軽に相談できるようなあり方、また、地域の方々もあたたかく子ども達を見守りながら、支えていくことが必要です。

そして、それらの一環として、子育てに関するボランティアの協力やスポーツ少年団の指導などにおいても、地域の方々の積極的な参加が必要であると思われます。

【基本施策】

育児サークル支援と子育てボランティアの育成

育児に関する情報交換や母親同士の語らいや仲間づくりを図るため、子育てに関する知識を深める講座や季節ごとの行事を取り入れた育児サークル事業を実施し、気軽に参加できる親子のコミュニケーションの場を提供していきます。

子育てサークル活動の支援と育児交流を促進するとともに、サークル同士の連携活動や移動交流会など子育てサークルのネットワーク化を図ります。

地域ぐるみでより良い子育て支援ができるよう、子育て支援ボランティア会員の育成、確保を図るとともに、会員研修や情報交換の機会を充実します。

町の保育所への入所待機状況にある家庭や、病後児保育を希望する家庭など、共働きの保護者をサポートするために、家庭的保育事業の実施やファミリーサポートセンターの設置に努めます。

地域に開かれた学校づくりの支援

学校教育における志教育や体験学習に地域の人材の活用を促進するために、家庭・学校・地域が連携した「協働教育」の推進や、学校教育と社会教育の連携（融合）生涯学習指導者や子育て支援ボランティア等の人材活用による地域教育力の向上を目指すとともに、地域における子どもの遊びや子育てを支援する活動の核となるPTAやジュニアリーダー、母親クラブ、子育て支援ボランティアなど青少年健全育成団体の育成と活動の活性化を図ることにより、地域が支える学校運営を目指し、空き教室や体育施設を積極的に開放し、学校と地域との交流を促進します。

民間保育施設への支援と連携

子どもたちにとって適切な保育環境の維持と保護者の多様な保育ニーズに対応していくためには民間保育施設との連携が不可欠であることから、事業者及び県との情報交換や協力関係を深めていきます。

職業観の醸成と職業能力向上のため機会の提供

若者が学ぶことや働くこと、そして社会参加への意欲を高め、社会的な自立に必要な多彩な学習と社会参加への機会を提供するために、地元企業などへの依頼による職業体験学習等を開催していきます。

社会全体で子育てを支援する意識づくり

地域社会の環境は子ども達の健全育成に大きな影響を与えることから、地域住民の全てが子育ての問題を理解し、互いに支え合う地域社会を築いていくために、子育てに関する講演会の開催や広報誌などを通して、また、地域住民と青少年健全育成団体が連携して行動し、広く住民、地域、企業等の理解と関心を高め、子育てを地域社会全体で支援する意識の啓発に努めます。

中学生や高校生の多感な時期に、乳幼児とのふれあいや保育に親しむ機会を設け、若い世代から結婚や子育てに対する意識づくりを図るため、児童館事業への参加や育児体験学習を実施します。

第5節 施策の数値目標

項 目	27年度	31年度	備 考
通常保育	165人	185人	公立185人
延長保育	2カ所	2カ所	
一時保育	2カ所	2カ所	
休日保育	0	0	
特定保育	2 (障害児保育)	2 (障害児保育)	
病後児保育(施設型)	0	0	
病後児保育(派遣型)	0	0	
ショートステイ事業	0	0	
地域子育て支援センター	2カ所	2カ所	
つどいの広場事業	0	1	
ファミリー・サポートセンター	0	1	
放課後児童クラブ	5カ所	5カ所	

第5章 計画の推進に向けて

各主体の役割

この計画の推進にあたっては、家庭や家族だけでなく、学校、地域、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

1. 家庭の役割

子ども達が心身ともに健やかに育つためには、家庭の役割が重要であり、家族が性別や慣習にとらわれず、個々人の責任や役割において家庭を築いていくことが必要とされます。家庭は子どもの人格や生活習慣を確立し、人間としての生活の原型を形づくる場であることから、愛情をもって子どもに接し、家族が安心して生活できる家庭を築いていくとともに、子どもの成長に応じた養育について、養育者自身が責任と自覚をもって、自らも成長していくために努力することが大切です。

2. 保育所・幼稚園の役割

保育所や幼稚園は、子どもの社会参加の場として、遊びなどの中で集団生活に必要なルールを身に付け、豊かな情操や自発性を養っていく場であるとともに、一人ひとりの発達の段階を踏まえた上での成長を見守り、支援していく上で重要な場があります。

また、親同士や地域の人々との世代を越えた交流を深めるために、保育所、幼稚園を子どもの生活圏とのつながりを強いものにするとともに、子どもの安全を確実に確保していくことが求められています。

3. 学校の役割

学校では、豊かな人間性や社会性の基礎となる能力を育てながら、子どもの興味や好奇心を伸ばし、自ら考え行動することのできる教育環境を整備していくことが必要です。

また、学校教育では、生きる力を育む特色のある教育活動や確かな学力の定着、更にはたくましい心と健康な体を育む指導の充実を図りながら、家庭や地域社会との関係をより深めながら、地域に開かれた学校を目指していくことも求められています。

4. 地域の役割

子ども達が地域のなかで、さまざまな年齢の子どもや大人と関わりながら、社会生活のルールを学んだり、地域社会に対する興味や関心をもったりすることは、地域社会に対する愛着や将来における住民意識を高めるためにも重要です。

また、少子化や近隣関係が希薄化しつつあるなかで、ややもすると孤立した子育てになりがちな状況を踏まえ、行政が主体となる各種保育サービスや相談等の拠点づくりとともに、住民一人ひとりが子育てや子育て世帯への関心を持ちながら、支援のあり方について考えていくことが求められています。

5. 企業の役割

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体だけでなく、101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、労働局雇用均等質に速やかに届け出なければならず、雇用する労働者が100人以下の事業主には、同様の努力義務があるとしています。

以上を踏まえて企業には男女共同参画社会を推進するという面からも、性別にとらわれず、自らが選択した職業に専念できるよう子育てと仕事を両立することができる就労環境や職場の雰囲気づくりを進めていくことが求められています。

そのためにも、育児休業制度の積極的な導入や労働時間の短縮など働く人達の子育てを行うことに対する理解を深め、協力していくことが大切であり、企業も地域社会の一員として、地域とともに子どもの育成や子育てを支援していくことが求められています。

6. 行政の役割

町は、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに向けて、「町民の皆様と共に歩むまちづくり」、「常に危機管理を意識したまちづくり」、「総合計画を踏まえたまちづくり」を推進していきます。そのためには、情報の提供や収集を行いながら、多様な住民ニーズに応じた子育て支援を進める必要があり、ニーズを的確に把握し、住民の参加により事業を実施していくことが求められています。

また、子どもや子育てをめぐる問題については、関係機関との情報交換を行いながら、迅速な問題解決に努めていくことが求められます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもが利用できる施設として、幼稚園及び保育所の認定子ども園化を促進し、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるように研修や会議等を通じて異なる施設間相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を目指します。

推進体制の整備

次代を担う子ども達の健やかな成長を推進するため、基本目標・基本方針の実現を目指し、各関係機関の連携と、子育て支援の推進体制を整備していきます。

この計画が町民に周知できるよう、さまざまな機会を捉えて広報するとともに、子どもの育成や子育てを社会全体で支援する環境づくりにむけての普及・啓発を行います。

この計画を推進するにあたっては、関係機関における役割分担とともに、様々な計画を実行するための人材の確保が必要です。このことから多様な保育サービスの提供にむけた人材育成と専門的知識を深め個々の資質向上を図る研修を充実していきます。

子育て支援に関する施策は、児童福祉、保健、医療、教育、雇用環境など幅広い分野にわたって関係しているため、この計画の推進にあたり、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県等の関係機関とも密接な連携と協力関係を整え、一体となって施策の展開を図ります。

資料編

1. 策定委員会設置根拠

美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会条例

平成25年3月14日

条例第24号

(設置等)

第1条 町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)のため子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する施策の推進に関する事項を審議するため、美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者(次号に掲げる者を除く。)又は子ども・子育て支援のための施策に関心を有する者(次号に掲げる者を除く。)で公募した者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱した日から起算して3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年美里町条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

氏名	所属団体・役職名	区分	備考
塩野 悦子	宮城大学教授	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	委員長
青木 英治	学習塾経営	子どもの保護者	公募委員
澤村 美香子	前こごた幼稚園父母教師会会長	子どもの保護者	公募委員
伊藤 努	おひさま保育園長	子ども・子育て支援に関す る事業に従事する者	公募委員
渋谷 芳和	教育次長	関係行政機関の職員	副委員長
佐藤 淳一	健康福祉課長	関係行政機関の職員	
鈴木 一子	こごた幼稚園長	関係行政機関の職員	
田中 由喜子	ふどうどう幼稚園長	関係行政機関の職員	
鈴木 恵美子	小牛田保育所長	関係行政機関の職員	
今野 由利子	なんごう幼稚園保育園長	関係行政機関の職員	
笠原 房子	美里町子ども家庭課主幹 (青生児童館担当)	関係行政機関の職員	

3 計画策定の経過

年	月 日	内 容
平成25年	10月10日	第1回美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 議題:子ども・子育て支援新制度について など
	12月	子育て支援に関する調査(アンケート調査)
平成26年	3月26日	第2回美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 議題:ニーズ調査の結果について など
	7月 9日	第3回美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 議題:教育・保育の「量の見込み」 など
	10月14日	第4回美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 議題:子ども子育て支援新制度に関する各種事業等の基準について など
平成27年	1月 9日	第5回美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 議題:利用者負担額等について、美里町子ども・子育て支援事業計画について など
	3月 2日	第6回美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 議題:美里町子ども・子育て支援事業計画について など



美里町
子ども・子育て支援事業計画

美里町 子ども家庭課
〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13
TEL 0229-33-1411 FAX 0229-33-1412